

○	地方独立行政法人法第五十条の二による地方公務員法第三十八条の二第一項の規定の読替表	4
○	地方独立行政法人法第五十六条第一項による第四十八条の規定の読替表	6
○	地方独立行政法人法第六十六条の三第三項による第六十条から第六十五条までの規定の読替表	7
○	地方独立行政法人法第六十六条の四第二項による第六十六条第二項から第七項まで及び第六十六条の二の規定の読替表	12
○	地方独立行政法人法第七十六条による第十四条第五項、第十五条第三項、第十六条第一項及び第十七条の規定の読替表	15
○	地方独立行政法人法第七十八条第一項による第二十五条第一項及び第二項の規定の読替表	17
○	地方独立行政法人法第七十八条第五項による第二十六条第三項の規定の読替表	18
○	地方独立行政法人法第七十八条の二第七項による第二十九条の規定の読替表	19
○	地方独立行政法人法第八十七条第一項による第六十六条の二第一項及び第二項の規定の読替表	20
○	地方独立行政法人法第八十七条の二による第八十六条及び第八十七条の規定の読替表	21
○	地方独立行政法人法第八十七条の二による読替え後の同法第八十七条第一項による、同法第六十六条の四第二項による読替え後の同法第六十六条の二第一項及び第二項の規定の読替表	23
○	地方独立行政法人法第八十七条の九第二項による同条第一項の規定の読替表	24
○	地方独立行政法人法第八十七条の十第七項による第二十九条の規定の読替表	25
○	地方独立行政法人法第八十七条の十一による第十五条第一項、第四十条第四項、第四十一条第一項、第四十二条第二項、第四十八条第三項、第五十一条第三項及び第五十六条第一項の規定の読替表	26
○	地方独立行政法人法第八十七条の十一による読替え後の同法第五十六条第一項による、同法第八十七条の十一による読替え後の同法第四十八条及び第四十九条の規定の読替表	30
○	地方独立行政法人法第八十七条の十四第八項による同条第二項から第六項までの規定の読替表	31
○	地方独立行政法人法第八十七条の十六第五項による第十一条第三項及び第四項の規定の読替表	32
○	地方独立行政法人法第八十七条の十七第三項による第八十七条の八第三項及び第四項の規定の読替表	33
○	地方独立行政法人法第八十七条の十八第二項による同条第一項の規定の読替表	34
○	地方独立行政法人法第八十七条の十八第四項による第八十七条の九第五項及び第六項の規定の読替表	35
○	地方独立行政法人法第八十七条の十九第二項による第八十七条の十第二項から第七項までの規定の読替表	36
○	地方独立行政法人法第八十七条の十九第二項による読替え後の同法第八十七条の十第七項による、同法第二十九条の規定の読替表	38

○	地方独立行政法人法第八十七条の二十五項による第三十四条第三項の規定の読替表	39
○	地方独立行政法人法第八十七条の二十二による第六条第四項、第十三条第六項、第十三条の二、第十五条の二、第三十五条の二第二項、第四十条（第三項を除く。）、第四十一条、第四十二条第二項、第四十二条の二第一項及び第五項、第四十四条、第四十五条、第四十八条第三項、第五十一条第三項、第五十六条第一項、第五十六条の二第一号、第八十七条の六及び第八十七条の九の規定の読替表	40
○	地方独立行政法人法第十九条第四項による同条第二項及び第三項の規定の読替表	51
○	地方独立行政法人法第十九条第五項による同条第二項及び第三項の規定の読替表	52
○	地方独立行政法人法第十九条第八項による第四十条第四項の規定の読替表	53
○	地方独立行政法人法第十九条第九項による同条第七項及び第八項前段の規定の読替表	54
○	地方独立行政法人法第十九条第十項による第八十七条の十一の規定の読替表	55
○	地方独立行政法人法第十九条第十項による読替後の第八十七条の十一による第四十条第四項の規定の読替表	57
○	地方独立行政法人法第十九条第十一項による同条第七項及び第八項前段の規定の読替表	58
○	地方独立行政法人法第十九条第十二項による第八十七条の二十二の規定の読替表	59
○	地方独立行政法人法第十九条第十二項による読替後の第八十七条の二十二による第四十条第四項の規定の読替表	62
○	地方独立行政法人法第二十條第四項による同条第二項及び第三項の規定の読替表	64
○	地方独立行政法人法第二十條第五項による同条第二項及び第三項の規定の読替表	65
○	地方独立行政法人法第二十條第九項による同条第七項及び第八項前段の規定の読替表	67
○	地方独立行政法人法第二十條第十項による第八十七条の十一の規定の読替表	68
○	地方独立行政法人法第二十條第十項による読替後の第八十七条の十一による第四十条第四項の規定の読替表	70
○	地方独立行政法人法第二十條第十一項による同条第七項及び第八項前段の規定の読替表	71
○	地方独立行政法人法第二十條第十二項による第八十七条の二十二の規定の読替表	72
○	地方独立行政法人法第二十條第十二項による読替後の第八十七条の二十二による第四十条第四項の規定の読替表	75
○	地方独立行政法人法第二十二條第六項による同条第一項から第五項までの規定の読替表	77
○	地方独立行政法人法第二十二條の三第二項による第二百二十一条第二項及び第三項の規定の読替表	79
○	地方独立行政法人法第二十二條の七による第二百二十二條の二から第二百二十二條の六までの規定の読替表	80
○	地方独立行政法人法第二十二條の七による読替後の第二百二十二條の三第二項による第二百二十一条第二項及び第三項の規定の読替表	84

○ 改正法附則第四条第四項による地方独立行政法人法第十五条第二項の規定の読替表	85
○ 改正法附則第四条第九項による地方独立行政法人法第二十七条第一項の規定の読替表	86
○ 改正法附則第四条第十三項による地方独立行政法人法第七十九条の二第一項の規定の読替表	87
○ 改正法附則第四条第十六項による地方独立行政法人法第二百二十三条第二項及び第三項の規定の読替表	88

○ 地方独立行政法人法第五十条の二による地方公務員法第三十八条の二第一項の規定の読替表

(傍線は読替部分、塗りつぶしは改正部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(再就職者による依頼等の規制)</p> <p>第三十八条の二 特定地方独立行政法人の役員であつた者であつて離職後に営利企業等(営利企業及び営利企業以外の法人(国、国際機関、地方公共団体、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第四項に規定する行政執行法人及び特定地方独立行政法人を除く。をいう。以下同じ。))の地位に就いている者(退職手当通算予定役員)であつた者であつて引き続き退職手当通算法人の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第十条第二項に規定する退職派遣者を除く。以下「再就職者」という。)は、離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織(当該執行機関(当該執行機関の附属機関を含む。))の補助機関及び当該執行機関の管理に属する機関の総体をいう。第三十八条の七において同じ。)若しくは議会の事務局(事務局を置かない場合にあつては、これに準ずる組織。同条において同じ。)若しくは特定地方独立行政法人(以下「地方公共団体の執行機関の組織等」という。)の職員(臨時的に任用された職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員(第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下この節、第六十条及び第六十三条において同じ。)若しくは特定地方独立行政法人の役員</p>	<p>(再就職者による依頼等の規制)</p> <p>第三十八条の二 職員(臨時的に任用された職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員(第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下この節、第六十条及び第六十三条において同じ。)であつた者であつて離職後に営利企業等(営利企業及び営利企業以外の法人(国、国際機関、地方公共団体、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第四項に規定する行政執行法人及び特定地方独立行政法人を除く。))をいう。以下同じ。)の地位に就いている者(退職手当通算予定職員)であつた者であつて引き続き退職手当通算法人の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第十条第二項に規定する退職派遣者を除く。以下「再就職者」という。)は、離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織(当該執行機関(当該執行機関の附属機関を含む。))の補助機関及び当該執行機関の管理に属する機関の総体をいう。第三十八条の七において同じ。)若しくは議会の事務局(事務局を置かない場合にあつては、これに準ずる組織。同条において同じ。)若しくは特定地方独立行政法人(以下「地方公共団体の執行機関の組織等」という。)の職員若しくは特定地方独立行政法人の役員(以下「役職員」とい</p>

員（以下「役職員」という。）又はこれらに類する者として人事委員会規則（設立団体（地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。）の人事委員会規則（人事委員会を置かない設立団体においては、設立団体の規則）をいう。以下地方独立行政法人法第五十条の二において準用するこの条（第七項を除く。）、第三十八条の七、第六十条及び第六十四条において同じ。）で定めるものに対し、当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人と当該営利企業等若しくはその子法人（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第六十六条の二第一項に規定する子法人の例を基準として人事委員会規則で定めるものをいう。以下同じ。）との間で締結される売買、貸借、請負その他の契約又は当該営利企業等若しくはその子法人に対して行われる行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第 二号に規定する処分に関する事務（以下「契約等事務」という。）であつて離職前五年間の職務に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

2 8 (略)

う。）又はこれらに類する者として人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則。以下この条（第七項を除く。）、第三十八条の七、第六十条及び第六十四条において同じ。）で定めるものに対し、当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人と当該営利企業等若しくはその子法人（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第六十六条の二第一項に規定する子法人の例を基準として人事委員会規則で定めるものをいう。以下同じ。）との間で締結される売買、貸借、請負その他の契約又は当該営利企業等若しくはその子法人に対して行われる行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第二号に規定する処分に関する事務（以下「契約等事務」という。）であつて離職前五年間の職務に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

2 8 (略)

○ 地方独立行政法人法第五十六条第一項による第四十八条の規定の読替表

(傍線は読替部分、塗りつぶしは当然読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(役員の報酬等)</p> <p>第四十八条 一般地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下この条、次条及び第五十六条第一項において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。</p> <p>2 一般地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。</p> <p>3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の一般地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該一般地方独立行政法人の業務の実績その他の事情を考慮して定められなければならない。</p>	<p>(役員の報酬等)</p> <p>第四十八条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下この条、次条及び第五十六条第一項において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。</p> <p>2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。</p> <p>3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与を参酌し、かつ、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人員費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。</p>

○ 地方独立行政法人法第六十六条の三第三項による第六十条から第六十五条までの規定の読替表

(傍線は読替部分、塗りつぶしは当然読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>第六十条 第六十六条の三第二項の規定により同項に規定する受入一般地方独立行政法人(以下この条及び第六十五条第一項において「受入一般地方独立行政法人」という。)の職員となつた者に対する地方公務員法第二十九条第二項の規定の適用については、当該受入一般地方独立行政法人の職員を同項に規定する特別職地方公務員等と、第六十六条の三第二項の規定により地方公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同法第二十九条第二項に規定する特別職地方公務員等となるため退職したこととみなす。</p> <p>第六十一条 第六十六条の三第三項に規定する受入地方独立行政法人(以下この条から第六十三条までにおいて「受入地方独立行政法人」という。)は、第六十六条の三第一項又は第二項の規定により当該受入地方独立行政法人の職員となつた者の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の加入設立団体の職員としての引き続きいた在職期間を当該受入地方独立行政法人の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。ただし、その者が当該加入設立団体を退職したことにより退職手当の支給を受けているときは、この限りでない。</p>	<p>第六十条 前条第二項の規定により移行型一般地方独立行政法人の職員となつた者に対する地方公務員法第二十九条第二項の規定の適用については、当該移行型一般地方独立行政法人の職員を同項に規定する特別職地方公務員等と、前条第二項の規定により地方公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同法第二十九条第二項に規定する特別職地方公務員等となるため退職したこととみなす。</p> <p>第六十一条 移行型地方独立行政法人(移行型特定地方独立行政法人及び移行型一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。)は、第五十九条の規定により当該移行型地方独立行政法人の職員となつた者の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の設立団体の職員としての引き続きいた在職期間を当該移行型地方独立行政法人の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。ただし、その者が当該設立団体を退職したことにより退職手当の支給を受けているときは、この限りでない。</p>

第六十二条 受入地方独立行政法人は、第六十六条の三第一項に規定する加入日（以下この条から第六十四条までにおいて「加入日」という

。）の前日に加入設立団体の職員として在職し、同項又は第六十六条の三第二項の規定により当該受入地方独立行政法人の職員となつた者のうち加入日から雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に当該受入地方独立行政法人を退職したものであつて、その退職した日まで当該加入設立団体の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十条の規定に相当する当該加入設立団体の条例の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、当該規定の例により算出した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。ただし、その者が当該加入設立団体を退職したことにより退職手当の支給を受けているときは、この限りでない。

2 前項の規定は、国家公務員退職手当法第十条の規定に相当する退職手当の支給の基準（第五十一条第二項又は第五十七条第二項に規定する基準のうち退職手当の支給に係るものをいう。）の規定による退職手当の支給を受ける受入地方独立行政法人の職員については、適用しない。

第六十二条の二 第六十六条の三第一項に規定する加入設立団体の内部組織で当該受入特定地方独立行政法人（同項に規定する受入特定地方独立行政法人をいう。以下この条及び第六十四条第一項において同じ。）が新たに行う業務に相当する業務を行うものの職員（地方公務員法第四条第一項に規定する職員であつた者に限る。）であつた者に対

第六十二条 移行型地方独立行政法人は、当該移行型地方独立行政法人の成立の日の前日に設立団体の職員として在職し、第五十九条の規定により当該移行型地方独立行政法人の職員となつた者のうち当該移行型地方独立行政法人の成立の日から雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に当該移行型地方独立行政法人を退職したものであつて、その退職した日まで当該設立団体の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十条の規定に相当する当該設立団体の条例の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、当該規定の例により算出した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。ただし、その者が当該設立団体を退職したことにより退職手当の支給を受けているときは、この限りでない。

2 前項の規定は、国家公務員退職手当法第十条の規定に相当する退職手当の支給の基準（第五十一条第二項又は第五十七条第二項に規定する基準のうち退職手当の支給に係るものをいう。）の規定による退職手当の支給を受ける移行型地方独立行政法人の職員については、適用しない。

第六十二条の二 第五十九条第一項に規定する設立団体の内部組織で当該移行型特定地方独立行政法人の業務に相当する業務を行うものの職員（地方公務員法第四条第一項に規定する職員であつた者に限る。）であつた者に対する同法第三十八条の二から第三十八条の六までの規定（同法第三十八条の二第八項の規定に基づく条例が定められている

する同法第三十八条の二から第三十八条の六までの規定（同法第三十八条の二第八項の規定に基づく条例が定められているときは当該条例の規定を含み、これらの規定に係る罰則を含む。）並びに同法第六十条第四号から第八号まで及び第六十三条の規定の適用については、当該受入特定地方独立行政法人を当該職員であつた者が在職していた地方公共団体と、当該受入特定地方独立行政法人の職員若しくは役員又はこれらに類する者として第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する同法第三十八条の二第一項に規定する人事委員会規則で定めるものを当該職員であつた者が在職していた地方公共団体の同法第三十八条の二第一項に規定する執行機関の組織又は同項に規定する議会の事務局の職員又はこれに類する者として同項に規定する人事委員会規則で定めるものとみなす。

（児童手当に関する経過措置）

第六十三条 第六十六条の三第一項又は第二項の規定により受入地方独立行政法人の職員となつた者であつて、加入日の前日において加入設立団体の長又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているもの（同法第十条（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により児童手当の額の全部又は一部を支給されていない者及び同法第十一条（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により児童手当の支払を一時差し止められている者を除く。）が、加入日において児童手当又は同法附則第二条第一項の給付（以下この条及び別表第十三号において「特例給付」という

ときは当該条例の規定を含み、これらの規定に係る罰則を含む。）並びに同法第六十条第四号から第八号まで及び第六十三条の規定の適用については、当該移行型特定地方独立行政法人を当該職員であつた者が在職していた地方公共団体と、当該移行型特定地方独立行政法人の職員若しくは役員又はこれらに類する者として第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する同法第三十八条の二第一項に規定する人事委員会規則で定めるものを当該職員であつた者が在職していた地方公共団体の同法第三十八条の二第一項に規定する執行機関の組織又は同項に規定する議会の事務局の職員又はこれに類する者として同項に規定する人事委員会規則で定めるものとみなす。

（児童手当に関する経過措置）

第六十三条 第五十九条の規定により移行型地方独立行政法人の職員となつた者であつて、当該移行型地方独立行政法人の成立の日の前日において設立団体の長又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているもの（同法第十条（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により児童手当の額の全部又は一部を支給されていない者及び同法第十一条（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により児童手当の支払を一時差し止められている者を除く。）が、当該移行型地方独立行政法人の成立の日において児童手当又は同法附則第二条第一項の給付（以下この条及び

。の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付の支給に関しては、加入日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付の支給は、同法第八条第二項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、加入日の前日の属する月の翌月から始める。

（受入地方独立行政法人の職員となる者の職員団体についての経過措置）

第六十四条 第六十六条の三第一項に規定する定款の変更が効力を生ずる際現に存する地方公務員法第五十二条第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が第六十六条の三第一項の規定により受入特定地方独立行政法人の職員となる者であるものは、当該定款の変更が効力を生ずる際地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、加入日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会への証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

別表第十三号において「特例給付」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付の支給に関しては、当該移行型地方独立行政法人の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付の支給は、同法第八条第二項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該移行型地方独立行政法人の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

（移行型地方独立行政法人の職員となる者の職員団体についての経過措置）

第六十四条 移行型特定地方独立行政法人の成立の際現に存する地方公務員法第五十二条第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が第五十九条第一項の規定により当該移行型特定地方独立行政法人の職員となる者であるものは、当該移行型特定地方独立行政法人の成立の際地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、当該移行型特定地方独立行政法人の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合となったものについては、加入日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

第六十五条 第六十六条の三第二項に規定する定款の変更が効力を生ずる際現に存する地方公務員法第五十二条第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が第六十六条の三第二項の規定により当該受入一般地方独立行政法人の職員となる者であるものは、当該定款の変更が効力を生ずる際労働組合法の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前条第二項の規定は前項の規定により法人である労働組合となったものについて、同条第三項の規定は前項の規定により労働組合となったものについて、それぞれ準用する。

3 第一項の規定により労働組合となったものについては、当該移行型特定地方独立行政法人の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

第六十五条 移行型一般地方独立行政法人の成立の際現に存する地方公務員法第五十二条第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が第五十九条第二項の規定により当該移行型一般地方独立行政法人の職員となる者であるものは、当該移行型一般地方独立行政法人の成立の際労働組合法の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前条第二項の規定は前項の規定により法人である労働組合となったものについて、同条第三項の規定は前項の規定により労働組合となったものについて、それぞれ準用する。

○ 地方独立行政法人法第六十六条の四第二項による第六十六条第二項から第七項まで及び第六十六条の二の規定の読替表

(傍線は読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(権利義務の承継等) 第六十六条 (略)</p> <p>2 第六十六条の四第一項の規定により第六十六条の三第三項に規定する受入地方独立行政法人(以下この項及び次条において「受入地方独立行政法人」という。)が権利及び義務を承継する場合には、加入設立団体の長は、あらかじめ、総務省令で定めるところにより、第六十六条の三第一項に規定する加入日(次条第三項において「加入日」という。)現在における当該受入地方独立行政法人の資産及び負債の増減の見込みを明らかにする書類(次項において「資産及び負債に関する書類」という。)を作成し、かつ、当該義務に係る債権者(次項、第六項及び第七項において「債権者」という。)の閲覧に供するため、これをその事務所に備え置かなければならない。</p> <p>3 加入設立団体の長は、前項の規定により資産及び負債に関する書類をその事務所に備え置くまでに、債権者に対し、異議があれば当該資産及び負債に関する書類を備え置いた日から一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならぬ。</p> <p>4 前項の規定による公告を日刊新聞紙に掲載してするときは、同項の規定にかかわらず、加入設立団体の長による各別の催告は、すること</p>	<p>(権利義務の承継等) 第六十六条 (略)</p> <p>2 前項の規定により移行型地方独立行政法人が権利及び義務を承継する場合には、設立団体の長は、あらかじめ、総務省令で定めるところにより、当該移行型地方独立行政法人の成立の日現在における当該移行型地方独立行政法人の資産及び負債の見込みを明らかにする書類(次項において「資産及び負債に関する書類」という。)を作成し、かつ、当該義務に係る債権者(次項、第六項及び第七項において「債権者」という。)の閲覧に供するため、これをその事務所に備え置かなければならない。</p> <p>3 設立団体の長は、前項の規定により資産及び負債に関する書類をその事務所に備え置くまでに、債権者に対し、異議があれば当該資産及び負債に関する書類を備え置いた日から一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならぬ。</p> <p>4 前項の規定による公告を日刊新聞紙に掲載してするときは、同項の規定にかかわらず、設立団体の長による各別の催告は、することを要</p>

を要しない。

5 第三項の一定の期間は、一月を下つてはならない。

6 債権者が第三項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、当該義務の承継を承認したものとみなす。

7 債権者が異議を述べたときは、加入設立団体は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として、信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならぬ。ただし、第六十六条の四第一項の規定により当該義務を承継してもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第六十六条の二 第六十六条の四の規定により受入地方独立行政法人が加入設立団体の有する権利及び義務を承継した場合において、その承継の際、承継される権利に係る財産の価額の合計額が承継される義務に係る負債の価額の合計額を超えるときは、その差額に相当する金額及び当該加入設立団体が出資する資金その他の財産の価額の合算額が当該加入設立団体から当該受入地方独立行政法人に対し出資されたものとする。

2 第六十六条の四の規定により受入地方独立行政法人が加入設立団体の有する権利及び義務を承継した場合において、その承継の際、承継される権利に係る財産の価額の合計額が承継される義務に係る負債の価額の合計額を下回るときは、その差額に相当する金額を当該加入設立団体が次条第一項又は第二項に規定する定款の変更の際に出えんする資金その他の財産の価額から控除して得た額が当該加入設立団体から当該受入地方独立行政法人に対し出資されたものとする。

しない。

5 第三項の一定の期間は、一月を下つてはならない。

6 債権者が第三項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、当該義務の承継を承認したものとみなす。

7 債権者が異議を述べたときは、設立団体は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として、信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならぬ。ただし、第一項の規定により当該義務を承継してもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第六十六条の二 前条の規定により移行型地方独立行政法人が設立団体の有する権利及び義務を承継した場合において、その承継の際、承継される権利に係る財産の価額の合計額が承継される義務に係る負債の価額の合計額を超えるときは、その差額に相当する金額及び当該設立団体が出資する資金その他の財産の価額の合算額が当該設立団体から当該移行型地方独立行政法人に対し出資されたものとする。

2 前条の規定により移行型地方独立行政法人が設立団体の有する権利及び義務を承継した場合において、その承継の際、承継される権利に係る財産の価額の合計額が承継される義務に係る負債の価額の合計額を下回るときは、その差額に相当する金額を当該設立団体が当該移行型地方独立行政法人の設立の際に出えんする資金その他の財産の価額から控除して得た額が当該設立団体から当該移行型地方独立行政法人に対し出資されたものとする。

<p>3 前二項に規定する承継される権利に係る財産の価額は、加入日現在における時価を基準として加入設立団体が評価した価額とする。</p> <p>4 前項の評価に関し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>3 前二項に規定する承継される権利に係る財産の価額は、移行型地方独立行政法人の成立の日現在における時価を基準として設立団体が評価した価額とする。</p> <p>4 前項の評価に関し必要な事項は、政令で定める。</p>
--	---

○ 地方独立行政法人法第七十六条による第十四条第五項、第十五条第三項、第十六条第一項及び第十七条の規定の読替表

(傍線は読替部分、塗りつぶしは当然読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(学長を別に任命する大学の学長の任命) 第十四条 (略) 2～4 (略)</p> <p>5 理事長は、第七十一条第五項の規定により学長を別に任命する大学 (同項に規定する学長を別に任命する大学をいう。以下この章において同じ。)の学長を任命したときは、遅滞なく、その旨を設立団体の長に届け出るとともに、これを公表しなければならない。</p> <p>(学長を別に任命する大学の学長の任期) 第十五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 学長を別に任命する大学の学長は、再任されることができる。</p> <p>(学長を別に任命する大学の学長の欠格条項) 第十六条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、学長を別に任命する大学の学長となることができない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(学長を別に任命する大学の学長の解任)</p>	<p>(役員)の任命) 第十四条 (略) 2～4 (略)</p> <p>5 理事長は、前項の規定により副理事長及び理事を任命したときは、遅滞なく、その旨を設立団体の長に届け出るとともに、これを公表しなければならない。</p> <p>(役員)の任期) 第十五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 役員は、再任されることができる。</p> <p>(役員)の欠格条項) 第十六条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員となることができない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(役員)の解任)</p>

第十七条 理事長は、その任命に係る学長を別に任命する大学の学長が前条の規定により学長を別に任命する大学の学長となることができない者に該当するに至ったときは、その学長を別に任命する大学の学長を解任しなければならない。

2 理事長は、その任命に係る学長を別に任命する大学の学長が次の各号のいずれかに該当するとき、その他学長を別に任命する大学の学長たるに適しないと認めるときは、その学長を別に任命する大学の学長を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 前項に規定するもののほか、理事長は、その任命に係る学長を別に任命する大学の学長の職務の執行が適当でないため当該地方独立行政法人の業務の実績が悪化した場合であつて、その学長を別に任命する大学の学長に引き続き当該職務を行わせることが適切でないと認めるときは、その学長を別に任命する大学の学長を解任することができる。

4 理事長は、前二項及び第七十五条の規定により学長を別に任命する大学の学長を解任したときは、遅滞なく、その旨を設立団体の長に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

第十七条 設立団体の長又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 設立団体の長又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 前項に規定するもののほか、設立団体の長又は理事長は、それぞれその任命に係る役員（監事を除く。）の職務の執行が適当でないため当該地方独立行政法人の業務の実績が悪化した場合であつて、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないと認めるときは、その役員を解任することができる。

4 理事長は、前二項の規定により副理事長又は理事を解任したときは、遅滞なく、その旨を設立団体の長に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

○ 地方独立行政法人法第七十八条第一項による第二十五条第一項及び第二項の規定の読替表

(傍線は読替部分、塗りつぶしは当然読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(中期目標)</p> <p>第二十五条 設立団体の長は、六年間において公立大学法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、当該中期目標を当該公立大学法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。</p> <p>2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。</p> <p>一 中期目標の期間(前項の期間をいう。以下同じ。)</p> <p>二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>三 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>四 財務内容の改善に関する事項</p> <p>五 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>3 (略)</p>	<p>(中期目標)</p> <p>第二十五条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。</p> <p>2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。</p> <p>一 中期目標の期間(前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。)</p> <p>二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>三 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>四 財務内容の改善に関する事項</p> <p>五 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>3 (略)</p>

○ 地方独立行政法人法第七十八条第五項による第二十六条第三項の規定の読替表

(傍線は読替部分)

<p>読 替 後</p>	<p>読 替 前</p>
<p>(中期計画) 第二十六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 設立団体の長は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項及び第七十八条第二項に定める事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(中期計画) 第二十六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 設立団体の長は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。</p> <p>4 (略)</p>

○ 地方独立行政法人法第七十八条の二第七項による第二十九条の規定の読替表

(傍線は読替部分、塗りつぶしは当然読替部分)

<p>読 替 後</p>	<p>(評価の結果の取扱い等) 第二十九条 第七十八条の二第一項の評価を受けた公立大学法人は、第七十八条の二第一項の評価の結果を、中期計画及び年度計画並びに業務運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、当該評価の結果の反映状況を公表しなければならない。</p>
<p>読 替 前</p>	<p>(評価の結果の取扱い等) 第二十九条 地方独立行政法人は、前条第一項の評価の結果を、中期計画及び年度計画並びに業務運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、当該評価の結果の反映状況を公表しなければならない。</p>

○ 地方独立行政法人法第八十七条第一項による第六十六条の二第一項及び第二項の規定の読替表

(傍線は読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>第六十六条の二 前条の規定により移行型地方独立行政法人が設立団体の有する権利及び義務を承継した場合において、その承継の際、承継される権利に係る財産の価額の合計額が承継される義務に係る負債の価額及び第八十六条第一項の規定により公営企業型地方独立行政法人が設立団体に対して負担する債務の額の合計額を超えるときは、その差額に相当する金額及び当該設立団体が出資する資金その他の財産の価額の合算額が当該設立団体から当該移行型地方独立行政法人に対し出資されたものとする。</p> <p>2 前条の規定により移行型地方独立行政法人が設立団体の有する権利及び義務を承継した場合において、その承継の際、承継される権利に係る財産の価額の合計額が承継される義務に係る負債の価額及び第八十六条第一項の規定により公営企業型地方独立行政法人が設立団体に対して負担する債務の額の合計額を下回るときは、その差額に相当する金額を当該設立団体が当該移行型地方独立行政法人の設立に際して出えんする資金その他の財産の価額から控除して得た額が当該設立団体から当該移行型地方独立行政法人に対し出資されたものとする。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>第六十六条の二 前条の規定により移行型地方独立行政法人が設立団体の有する権利及び義務を承継した場合において、その承継の際、承継される権利に係る財産の価額の合計額が承継される義務に係る負債の価額の合計額を超えるときは、その差額に相当する金額及び当該設立団体が出資する資金その他の財産の価額の合算額が当該設立団体から当該移行型地方独立行政法人に対し出資されたものとする。</p> <p>2 前条の規定により移行型地方独立行政法人が設立団体の有する権利及び義務を承継した場合において、その承継の際、承継される権利に係る財産の価額の合計額が承継される義務に係る負債の価額の合計額を下回るときは、その差額に相当する金額を当該設立団体が当該移行型地方独立行政法人の設立に際して出えんする資金その他の財産の価額から控除して得た額が当該設立団体から当該移行型地方独立行政法人に対し出資されたものとする。</p> <p>3・4 (略)</p>

○ 地方独立行政法人法第八十七条の二による第八十六条及び第八十七条の規定の読替表

(傍線は読替部分、塗りつぶしは当然読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(債務の負担)</p> <p>第八十六条 第八条第二項の規定により設立団体の数を増加させる公営企業型地方独立行政法人は、設立団体に対し、第六十六条の四第一項に規定する地方債のうち当該公営企業型地方独立行政法人の加入設立団体の加入日までに償還されていないものに相当する額の債務を負担する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(権利義務の承継等の特例)</p> <p>第八十七条 第八条第二項の規定により設立団体の数を増加させる公営企業型地方独立行政法人に関する第六十六条の四第二項において準用する第六十六条の二第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「負債の価額」とあるのは、「負債の価額及び第八十六条第一項の規定により第八条第二項の規定により設立団体の数を増加させる公営企業型地方独立行政法人が加入設立団体に対して負担する債務の額」とする。</p> <p>2 第八条第二項の規定により設立団体の数を増加させる公営企業型地</p>	<p>(債務の負担)</p> <p>第八十六条 公営企業型地方独立行政法人(移行型地方独立行政法人であるものに限る。以下この項及び次条において同じ。)は、設立団体に対し、第六十六条第一項に規定する地方債のうち当該公営企業型地方独立行政法人の成立の日までに償還されていないものに相当する額の債務を負担する。</p> <p>2 前項の規定により負担する債務の償還及び当該債務に係る利子の支払その他の同項の規定による債務の負担に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>(権利義務の承継等の特例)</p> <p>第八十七条 公営企業型地方独立行政法人に関する第六十六条の二第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「負債の価額」とあるのは、「負債の価額及び第八十六条第一項の規定により公営企業型地方独立行政法人が設立団体に対して負担する債務の額」とする。</p> <p>2 公営企業型地方独立行政法人が第六十六条第一項の規定により承継</p>

方独立行政法人が第六十六条の四第一項の規定により承継する権利に係る財産の価額については、当該財産の種類、用途その他の事項を勘案して時価によることが適当でないとき、同条第二項において準用する第六十六条の二第三項の規定にかかわらず、当該財産の時価によらないことができる。

する権利に係る財産の価額については、当該財産の種類、用途その他の事項を勘案して時価によることが適当でないとき、第六十六条の二第三項の規定にかかわらず、当該財産の時価によらないことができる。

○ 地方独立行政法人法第八十七条の二による読替え後の同法第八十七条第一項による、同法第六十六条の四第二項による読替え後の同法第六十六条の二第一項及び第二項の規定の読替表

(二重傍線は読替部分、傍線は第六十六条の四による読替)

読 替 後	読 替 前
<p>第六十六条の二 第六十六条の四の規定により受入地方独立行政法人が加入設立団体の有する権利及び義務を承継した場合において、その承継の際、承継される権利に係る財産の価額の合計額が承継される義務に係る負債の価額及び第八十六条第一項の規定により第八条第二項の規定により設立団体の数を増加させる公営企業型地方独立行政法人が加入設立団体に対して負担する債務の額の合計額を超えるときは、その差額に相当する金額及び当該加入設立団体が出資する資金その他の財産の価額の合算額が当該加入設立団体から当該受入地方独立行政法人に対し出資されたものとする。</p> <p>2 第六十六条の四の規定により受入地方独立行政法人が加入設立団体の有する権利及び義務を承継した場合において、その承継の際、承継される権利に係る財産の価額の合計額が承継される義務に係る負債の価額及び第八十六条第一項の規定により第八条第二項の規定により設立団体の数を増加させる公営企業型地方独立行政法人が加入設立団体に対して負担する債務の額の合計額を下回るときは、その差額に相当する金額を当該加入設立団体が次条第一項又は第二項に規定する定款の変更に際して出えんする資金その他の財産の価額から控除して得た額が当該加入設立団体から当該受入地方独立行政法人に対し出資されたものとする。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>第六十六条の二 第六十六条の四の規定により受入地方独立行政法人が加入設立団体の有する権利及び義務を承継した場合において、その承継の際、承継される権利に係る財産の価額の合計額が承継される義務に係る負債の価額の合計額を超えるときは、その差額に相当する金額及び当該加入設立団体が出資する資金その他の財産の価額の合算額が当該加入設立団体から当該受入地方独立行政法人に対し出資されたものとする。</p> <p>2 第六十六条の四の規定により受入地方独立行政法人が加入設立団体の有する権利及び義務を承継した場合において、その承継の際、承継される権利に係る財産の価額の合計額が承継される義務に係る負債の価額の合計額を下回るときは、その差額に相当する金額を当該加入設立団体が次条第一項又は第二項に規定する定款の変更に際して出えんする資金その他の財産の価額から控除して得た額が当該加入設立団体から当該受入地方独立行政法人に対し出資されたものとする。</p> <p>3・4 (略)</p>

○ 地方独立行政法人法第八十七条の九第二項による同条第一項の規定の読替表

(傍線は読替部分)

<p>読 替 後</p>	<p>(事業計画) 第八十七条の九 申請等関係事務処理法人は、その成立後最初の事業年 度に係る前条第一項の指示を受けたときは、<u>遅滞なく</u>、年度目標に基 づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該年度目標を達成す るための計画（以下この条において「事業計画」という。）を作成し 、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該事業計画を変更 しようとするときも、同様とする。 2～6 (略)</p>
<p>読 替 前</p>	<p>(事業計画) 第八十七条の九 申請等関係事務処理法人は、各事業年度に係る前条第 一項の指示を受けたときは、当該事業年度の開始前に、年度目標に基 づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該年度目標を達成す るための計画（以下この条において「事業計画」という。）を作成し 、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該事業計画を変更 しようとするときも、同様とする。 2～6 (略)</p>

○ 地方独立行政法人法第八十七条の十七項による第二十九条の規定の読替表

(傍線は読替部分、塗りつぶしは当然読替部分)

<p>読 替 後</p>	<p>(評価の結果の取扱い等) 第二十九条 第八十七条の十一項の評価を受けた申請等関係事務処理法人は、同項の評価の結果を、第八十七条の九第一項に規定する事業計画及び業務運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、当該評価の結果の反映状況を公表しなければならない。</p>
<p>読 替 前</p>	<p>(評価の結果の取扱い等) 第二十九条 地方独立行政法人は、前条第一項の評価の結果を、中期計画及び年度計画並びに業務運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、当該評価の結果の反映状況を公表しなければならない。</p>

○ 地方独立行政法人法第八十七条の十一による第十五条第一項、第四十条第四項、第四十一条第一項、第四十二条第二項、第四十八条第三項、第五十一条第三項及び第五十六条第一項の規定の読替表

(傍線は読替部分、塗りつぶしは当然読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(役員の任期)</p> <p>第十五条 役員（監事を除く。以下この項において同じ。）の任期は、四年以内において定款で定める期間とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(利益及び損失の処理等)</p> <p>第四十条 申請等関係事務処理法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。【ただし書…適用しない】</p> <p>2 (略)</p> <p>3 【適用しない】</p> <p>4 申請等関係事務処理法人は、毎事業年度に係る第一項又は第二項の規定による整理を行った後、第一項の規定による積立金があるときは</p>	<p>(役員の任期)</p> <p>第十五条 役員（監事を除く。以下この項において同じ。）の任期は、第二十五条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）を考慮した上で、中期目標の期間又は四年間のいずれか長い期間内において定款で定める期間とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(利益及び損失の処理等)</p> <p>第四十条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第一項又は第二項の規定による整理を行った後、第一項の規定による積立</p>

、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、翌事業年度に係る第八十七条の九第一項の認可を受けた同項に規定する事業計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、当該変更後の事業計画。以下この章及び次章第一節において「認可事業計画」という。）の定めるところにより、当該翌事業年度における業務の財源に充てることができる。

5・6 (略)

(借入金等)

第四十一条 申請等関係事務処理法人は、認可事業計画の第八十七条の九第三項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金をすることができ。ただし、やむを得ない事由があるものとして設立団体の長の認可を受けた場合には、当該限度額を超えて短期借入金をすることができ。

2～4 (略)

(財源措置)

第四十二条 (略)

2 申請等関係事務処理法人は、その業務の運営に当たっては、前項の規定による交付金について、住民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、この法律、他の法令、設立団体の条例及び規則、定款並びに認可事業計画に従って適切かつ効率的に使用するよう努めなければならない。

金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。

5・6 (略)

(借入金等)

第四十一条 地方独立行政法人は、認可中期計画の第二十六条第二項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金をすることができ。ただし、やむを得ない事由があるものとして設立団体の長の認可を受けた場合には、当該限度額を超えて短期借入金をすることができ。

2～4 (略)

(財源措置)

第四十二条 (略)

2 地方独立行政法人は、その業務の運営に当たっては、前項の規定による交付金について、住民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、この法律、他の法令、設立団体の条例及び規則、定款並びに認可中期計画に従って適切かつ効率的に使用するよう努めなければならない。

(役員報酬等)

第四十八条 (略)

2 (略)

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与を参酌し、かつ、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員報酬等、当該申請等関係事務処理法人の業務の実績及び認可事業計画の第八十七条の九第三項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

(職員の給与)

第五十一条 (略)

2 (略)

3 前項の退職手当以外の給与及び退職手当の支給の基準は、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員の給与を参酌し、かつ、他の特定地方独立行政法人の職員及び民間事業の従事者の給与、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可事業計画の第八十七条の九第三項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

(準用)

第五十六条 第四十八条及び第四十九条の規定は、申請等関係事務処理

法人の役員報酬等について準用する。この場合において、第四十八条第三項中「給与を参酌し、かつ」とあるのは「給与」と、「実績及び認可事業計画の第八十七条の九第三項第三号の人件費の見積り」とあるのは「実績」と読み替えるものとする。

(役員報酬等)

第四十八条 (略)

2 (略)

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与を参酌し、かつ、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

(職員の給与)

第五十一条 (略)

2 (略)

3 前項の退職手当以外の給与及び退職手当の支給の基準は、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員の給与を参酌し、かつ、他の特定地方独立行政法人の職員及び民間事業の従事者の給与、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

(準用)

第五十六条 第四十八条及び第四十九条の規定は、一般地方独立行政法

人の役員報酬等について準用する。この場合において、第四十八条第三項中「給与を参酌し、かつ」とあるのは「給与」と、「実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人件費の見積り」とあるのは「実績」と読み替えるものとする。

2

(略)

2

第五十条第一項の規定は、一般地方独立行政法人の役員及び職員について準用する。

○ 地方独立行政法人法第八十七条の十一による読替え後の同法第五十六条第一項による、同法第八十七条の十一による読替え後の同法第四十八条及び第四十九条の規定の読替表

(傍線は読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(役員の報酬等) 第四十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該申請等関係事務処理法人の業務の実績その他の事情を考慮して定められなければならない。</p> <p>(評価委員会の意見の申出) 第四十九条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(役員の報酬等) 第四十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与を参酌し、かつ、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該申請等関係事務処理法人の業務の実績及び認可事業計画の第八十七条の九条第三項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。</p> <p>(評価委員会の意見の申出) 第四十九条 設立団体の長は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。</p> <p>2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る報酬等の支給の基準が前条第三項の規定に照らして適正なものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。</p>

○ 地方独立行政法人法第八十七条の十四第八項による同条第二項から第六項までの規定の読替表

(塗りつぶしは当然読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(関係市町村申請等関係事務処理業務の規約) 第八十七条の十四 【準用しない】</p> <p>2 第七項の協議については、同項の求めをした市町村は、当該市町村の議会の議決を経なければならない。</p> <p>3 第七項の協議については、申請等関係事務処理法人は、設立団体の長の認可を受けなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 関係市町村の長は、第七項の規定により規約を変更し、又は廃止することとしたときは、その旨及び当該規約を告示しなければならない。</p> <p>6 申請等関係事務処理法人は、第七項の規定により規約を変更し、又は廃止することとしたときは、その旨及び当該規約を設立団体の長に届け出なければならない。この場合において、当該設立団体の長は、その旨及び当該規約を当該申請等関係事務処理法人について第七条の規定による設立の認可又は第八条第二項の規定による定款の変更の認可を行った総務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>7・8 【準用しない】</p>	<p>(関係市町村申請等関係事務処理業務の規約) 第八十七条の十四 (略)</p> <p>2 第八十七条の十二第一項の協議については、同項の求めをした市町村は、当該市町村の議会の議決を経なければならない。</p> <p>3 第八十七条の十二第一項の協議については、申請等関係事務処理法人は、設立団体の長の認可を受けなければならない。</p> <p>4 設立団体の長は、前項の認可の申請が定款に適合するとともに、設立団体申請等関係事務処理業務の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、同項の認可をするものとする。</p> <p>5 関係市町村の長は、第八十七条の十二第一項の規定により規約を定めたときは、その旨及び当該規約を告示しなければならない。</p> <p>6 申請等関係事務処理法人は、第八十七条の十二第一項の規定により規約を定めたときは、その旨及び当該規約を設立団体の長に届け出なければならない。この場合において、当該設立団体の長は、その旨及び当該規約を当該申請等関係事務処理法人について第七条の規定による設立の認可又は第八条第二項の規定による定款の変更の認可を行った総務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>7・8 (略)</p>

○ 地方独立行政法人法第八十七条の十六第五項による第十一条第三項及び第四項の規定の読替表

(傍線は読替部分、塗りつぶしは当然読替部分)

<p>読 替 後</p>	<p>読 替 前</p>
<p>(地方独立行政法人評価委員会) 第十一条 (略) 2 (略) 3 評価委員会は、前項第一号、第四号若しくは第五号又は第八十七条の十六第二項第一号の意見を述べたときは、その内容を公表しなければならぬ。 4 (略)</p>	<p>(地方独立行政法人評価委員会) 第十一条 (略) 2 (略) 3 評価委員会は、前項第一号、第四号又は第五号の意見を述べたときは、その内容を公表しなければならない。 4 (略)</p>

○ 地方独立行政法人法第八十七条の十七第三項による第八十七条の八第三項及び第四項の規定の読替表

(傍線は読替部分、塗りつぶしは当然読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(関係市町村年度目標) 第八十七条の八 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 関係市町村年度目標には、第八十七条の十七第二項各号に掲げる事項に関し中長期的な観点から参考となるべき事項についても記載するものとする。</p> <p>4 第八十七条の十二第一項に規定する関係市町村の長は、関係市町村年度目標を定め、又は当該年度目標を変更しようとするときは、あらかじめ、第八十七条の十六第一項に規定する関係市町村評価委員会(同条第五項の規定により当該関係市町村の評価委員会に同条第二項各号に掲げる事務を処理させる場合には、当該評価委員会)の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。</p>	<p>(年度目標) 第八十七条の八 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 年度目標には、前項各号に掲げる事項に関し中長期的な観点から参考となるべき事項についても記載するものとする。</p> <p>4 設立団体の長は、年度目標を定め、又は当該年度目標を変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。</p>

○ 地方独立行政法人法第八十七条の十八第二項による同条第一項の規定の読替表

(傍線は読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(関係市町村事業計画)</p> <p>第八十七条の十八 申請等関係事務処理法人は、<u>第八十七条の十二第一項の規定により規約を定めた後最初の事業年度に係る前条第一項の指示を受けたときは、遅滞なく</u>、関係市町村年度目標に基づき、関係市町村の規則で定めるところにより、当該関係市町村年度目標を達成するための計画（以下この条において「関係市町村事業計画」という。）を作成し、関係市町村の長の認可を受けるとともに、設立団体の長に当該認可を受けた関係市町村事業計画を届け出なければならない。当該関係市町村事業計画を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 4 (略)</p>	<p>(関係市町村事業計画)</p> <p>第八十七条の十八 申請等関係事務処理法人は、<u>各事業年度に係る前条第一項の指示を受けたときは、当該事業年度の開始前に</u>、関係市町村年度目標に基づき、関係市町村の規則で定めるところにより、当該関係市町村年度目標を達成するための計画（以下この条において「関係市町村事業計画」という。）を作成し、関係市町村の長の認可を受けるとともに、設立団体の長に当該認可を受けた関係市町村事業計画を届け出なければならない。当該関係市町村事業計画を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 4 (略)</p>

○ 地方独立行政法人法第八十七条の十八第四項による第八十七条の九第五項及び第六項の規定の読替表

(傍線は読替部分、塗りつぶしは当然読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(関係市町村事業計画) 第八十七条の九 (略) 2・3 (略)</p> <p>4 第八十七条の十二第一項に規定する関係市町村の長は、同項の認可をした関係市町村事業計画が第八十七条の十七第二項各号に掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、当該関係市町村事業計画を変更すべきことを命ずることができる。</p> <p>5 申請等関係事務処理法人は、関係市町村事業計画について第八十七条の十八第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その関係市町村事業計画を公表しなければならない。</p>	<p>(事業計画) 第八十七条の九 (略) 2・3 (略)</p> <p>4 設立団体の長は、第一項の認可をした事業計画が前条第二項各号に掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、当該事業計画を変更すべきことを命ずることができる。</p> <p>5 申請等関係事務処理法人は、事業計画について第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、当該事業計画を公表しなければならない。</p>

○ 地方独立行政法人法第八十七条の十九第二項による第八十七条の十第二項から第七項までの規定の読替表

(傍線は読替部分、塗りつぶしは当然読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(業務の実績等に関する評価等の特例) 第八十七条の十 (略)</p> <p>2 申請等関係事務処理法人は、第八十七条の十九第一項の評価を受けようとするときは、第八十七条の十二第一項に規定する関係市町村(以下この条において「関係市町村」という。)の規則で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、第八十七条の十九第一項第一号又は第二号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を関係市町村の長に提出するとともに、公表しなければならない。</p> <p>3 第八十七条の十九第一項の評価は、第八十七条の十九第一項第一号又は第二号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。</p> <p>4 関係市町村の長は、第八十七条の十九第一項第二号に規定する業務運営の改善及び効率化に関する事項の実施状況に関する評価を行うときは、あらかじめ、第八十七条の十六第一項に規定する関係市町村評価委員会(同条第五項の規定により当該関係市町村の評価委員会に同条第二項各号に掲げる事務を処理させる場合には、当該評価委員会)の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 関係市町村の長は、第八十七条の十九第一項の評価を行ったときは</p>	<p>(業務の実績等に関する評価等の特例) 第八十七条の十 (略)</p> <p>2 申請等関係事務処理法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号又は第二号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を設立団体の長に提出するとともに、公表しなければならない。</p> <p>3 第一項の評価は、同項第一号又は第二号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。</p> <p>4 設立団体の長は、第一項第二号に規定する業務運営の改善及び効率化に関する事項の実施状況に関する評価を行うときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 設立団体の長は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該申</p>

、遅滞なく、当該申請等関係事務処理法人に対して、その評価の結果を通知し、公表するとともに、議会に報告しなければならない。

6 関係市町村の長は、**第八十七条の十九**第一項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、当該申請等関係事務処理法人に対し、**第八十七条の十四**第一項**第二号**に規定する関係市町村申請等関係事務処理業務に係る業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

7 第二十九条の規定は、**第八十七条の十九**第一項の評価を受けた申請等関係事務処理法人について準用する。この場合において、同条中「**中期計画及び**び年度計画並びに」とあるのは、「**第八十七条の十八**第一項に規定する関係市町村事業計画及び」と読み替えるものとする。

請等関係事務処理法人に対して、その評価の結果を通知し、公表するとともに、議会に報告しなければならない。

6 設立団体の長は、**第一項**の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、当該申請等関係事務処理法人に対し、**設立団体申請等関係事務処理業務**に係る業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

7 第二十九条の規定は、**第一項**の評価を受けた申請等関係事務処理法人について準用する。この場合において、同条中「**中期計画及び**年度計画並びに」とあるのは、「**第八十七条の九**第一項に規定する事業計画及び」と読み替えるものとする。

○ 地方独立行政法人法第八十七条の十九第二項による読替後の同法第八十七条の十第七項による、同法第二十九条の規定の読替表

(傍線は読替部分、塗りつぶしは当然読替部分)

<p>読 替 後</p>	<p>(評価の結果の取扱い等) 第二十九条 第八十七条の十九第一項の評価を受けた申請等関係事務処理法人は、同項の評価の結果を、第八十七条の十八第一項に規定する関係市町村事業計画及び業務運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、当該評価の結果の反映状況を公表しなければならない。</p>
<p>読 替 前</p>	<p>(評価の結果の取扱い等) 第二十九条 地方独立行政法人は、前条第一項の評価の結果を、中期計画及び年度計画並びに業務運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、当該評価の結果の反映状況を公表しなければならない。</p>

○ 地方独立行政法人法第八十七条の第二十五項による第三十四条第三項の規定の読替表

(塗りつぶしは当然読替部分)

<p>読 替 後</p>	<p>(財務諸表等) 第三十四条 【準用しない】 2 【準用しない】 3 地方独立行政法人は、第八十七条の第二十三項の規定による設立団体又は関係市町村の長の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監査報告を、各事務所に備え置き、設立団体の規則で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。</p>
<p>読 替 前</p>	<p>(財務諸表等) 第三十四条 (略) 2 (略) 3 地方独立行政法人は、第一項の規定による設立団体の長の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監査報告を、各事務所に備え置き、設立団体の規則で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。</p>

○ 地方独立行政法人法第八十七条の二十二による第六条第四項、第十三条第六項、第十三条の二、第十五条の二、第三十五条の二第一項、第四十条（第三項を除く。）、第四十一条、第四十二条第二項、第四十二条の二第一項及び第五項、第四十四条、第四十五条、第四十八条第三項、第五十一条第三項、第五十六条第一項、第五十六条の二第一号、第八十七条の六及び第八十七条の九の規定の読替表

（傍線は読替部分、塗りつぶしは当然読替部分）

読 替 後	読 替 前
<p>（財産的基礎）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 申請等関係事務処理法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であつて条例で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合において、当該財産が地方公共団体からの出資又は設立団体若しくは第八十七条の十二第一項に規定する関係市町村（次章から第五章まで及び第八十七条の六第二項において「関係市町村」という。）からの支出（金銭の出資に該当するものを除く。）に係るものであるときは、第四十二条の二の規定により、当該財産（以下「出資等に係る不要財産」という。）を処分しなければならない。</p> <p>5・6（略）</p> <p>（役員の職務及び権限）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>2～5（略）</p>	<p>（財産的基礎）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 地方独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であつて条例で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合において、当該財産が地方公共団体からの出資又は設立団体からの支出（金銭の出資に該当するものを除く。）に係るものであるときは、第四十二条の二の規定により、当該財産（以下「出資等に係る不要財産」という。）を処分しなければならない。</p> <p>5・6（略）</p> <p>（役員の職務及び権限）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>2～5（略）</p>

6 監事は、申請等関係事務処理法人が次に掲げる書類を設立団体又は関係市町村の長に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。

一 この法律の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類

二 その他設立団体又は関係市町村の規則で定める書類

7～9 (略)

(理事長等への報告義務)

第十三条の二 監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又はこの法律、他の法令、設立団体若しくは関係市町村の条例若しくは規則、定款若しくは第八十七条の十四第一項に規定する規約（以下この章から第五章までにおいて「規約」という。）に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事長に報告するとともに、設立団体（規約に違反する事実があると認めるときは、設立団体及び当該関係市町村）の長に報告しなければならない。

(役員の実義務)

第十五条の二 申請等関係事務処理法人の役員は、その業務について、この法律、他の法令、設立団体又は関係市町村の条例及び規則、定款並びに規約、この法律、他の法令又は設立団体若しくは関係市町村の条例に基づいてする設立団体若しくは関係市町村の長の処分並びに当該申請等関係事務処理法人が定める業務方法書その他の規則を遵守し、当該申請等関係事務処理法人のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

6 監事は、地方独立行政法人が次に掲げる書類を設立団体の長に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。

一 この法律の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類

二 その他設立団体の規則で定める書類

7～9 (略)

(理事長等への報告義務)

第十三条の二 監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又はこの法律、他の法令、設立団体の条例若しくは規則若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事長に報告するとともに、設立団体の長に報告しなければならない。

(役員の実義務)

第十五条の二 地方独立行政法人の役員は、その業務について、この法律、他の法令、設立団体の条例及び規則並びに定款、この法律、他の法令又は設立団体の条例に基づいてする設立団体の長の処分並びに当該地方独立行政法人が定める業務方法書その他の規則を遵守し、当該地方独立行政法人のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

ばならない。

(監事に対する報告)

第三十五条の二 会計監査人は、その職務を行うに際して役員（監事を除く。）の職務の執行に関し不正の行為又はこの法律、他の法令、設立団体若しくは関係市町村の条例若しくは規則、定款若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監事に報告しなければならない。

2 (略)

(利益及び損失の処理等)

第四十条 申請等関係事務処理法人は、第八十七条の二十第一項の規定により設けられた勘定ごとに、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

【ただし書以下適用しない】

2 申請等関係事務処理法人は、第八十七条の二十第一項の規定により設けられた勘定ごとに、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 【適用しない】

4 申請等関係事務処理法人は、第八十七条の二十第一項の規定により

(監事に対する報告)

第三十五条の二 会計監査人は、その職務を行うに際して役員（監事を除く。）の職務の執行に関し不正の行為又はこの法律、他の法令、設立団体の条例若しくは規則若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監事に報告しなければならない。

2 (略)

(利益及び損失の処理等)

第四十条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。

2 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第一項に規定する残余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第二十六条第二項第六号の剰余金の使途に充てることができる。

4 地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第一

設けられた勘定ごとに、毎事業年度に係る第一項又は第二項の規定による整理を行った後、第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち、設立団体勘定（同条第一項の規定により設けられた設立団体申請等関係事務処理業務（第八十七条の八第二項第一号に規定する設立団体申請等関係事務処理業務をいう。次条第一項及び第八十七条の九第三項において同じ。）に係る勘定をいう。以下この条において同じ。）にあつては設立団体の長の承認を受けた金額を翌事業年度に係る認可事業計画（第八十七条の九第一項の認可を受けた同項に規定する事業計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、当該変更後の事業計画）をいう。以下この章において同じ。）の定めるところにより、関係市町村別勘定（第八十七条の第二十一項の規定により設けられた関係市町村申請等関係事務処理業務（第八十七条の十四第一項第二号に規定する関係市町村申請等関係事務処理業務をいう。以下この章において同じ。）に係る勘定をいう。以下この条において同じ。）にあつては関係市町村の長の承認を受けた金額を翌事業年度に係る関係市町村認可事業計画（第八十七条の十八第一項の認可を受けた同項に規定する関係市町村事業計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、当該変更後の関係市町村事業計画）をいう。次条第一項及び第四十二条第二項において同じ。）の定めるところにより、当該翌事業年度における業務の財源に充てることができる。

5 **申請等関係事務処理法人**は、第八十七条の二十第一項の規定により設けられた勘定ごとに、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残金があるときは、設立団体勘定に係る残余の額は設立団体に、関係市町村別勘定に

項又は第二項の規定による整理を行った後、第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。

5 **地方独立行政法人**は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残金があるときは、その残余の額を設立団体に納付しなければならない。

係る残余の額は当該関係市町村に、納付しなければならない。

6 前二項に定めるもののほか、設立団体勘定における納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は設立団体の規則において、関係市町村別勘定における納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は関係市町村の規則において、それぞれ定める。

(借入金等)

第四十一条 申請等関係事務処理法人は、設立団体申請等関係事務処理業務については認可事業計画の第八十七条の九第三項第四号の設立団体申請等関係事務処理業務に係る短期借入金の限度額の範囲内で、関係市町村申請等関係事務処理業務については関係市町村認可事業計画の第八十七条の十八第三項第四号の関係市町村申請等関係事務処理業務に係る短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金をすることができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして設立団体(当該短期借入金の関係市町村申請等関係事務処理業務に係るものである場合には、設立団体及び当該関係市町村。次項ただし書において同じ。)の長の認可を受けた場合には、当該限度額を超えて短期借入金をすることができる。

2 (略)

3 (略)

4 申請等関係事務処理法人は、長期借入金及び債券発行をすることができる

6 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に關し必要な事項は、設立団体の規則で定める。

(借入金等)

第四十一条 地方独立行政法人は、認可中期計画の第二十六条第二項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金をすることができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして設立団体の長の認可を受けた場合には、当該限度額を超えて短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、設立団体の長の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 地方独立行政法人は、長期借入金及び債券発行をすることができる

できない。ただし、設立団体又は関係市町村からの長期借入金については、この限りでない。

(財源措置)

第四十二条 設立団体及び関係市町村は、申請等関係事務処理法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

2 申請等関係事務処理法人は、その業務の運営に当たっては、前項の規定による交付金について、住民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、この法律、他の法令、設立団体及び関係市町村の条例及び規則、定款並びに認可事業計画及び関係市町村認可事業計画に従って適切かつ効率的に使用するよう努めなければならない。

(出資等に係る不要財産の納付等)

第四十二条の二 申請等関係事務処理法人は、出資等に係る不要財産については、遅滞なく、設立団体(当該出資等に係る不要財産が関係市町村申請等関係事務処理業務に係るものである場合には、設立団体及び当該関係市町村。次項及び第三項において同じ。)の長の認可を受けて、これを当該出資等に係る不要財産に係る地方公共団体(次項から第四項までにおいて「出資等団体」という。)に納付するものとする。

2 申請等関係事務処理法人は、前項の規定による出資等に係る不要財産(金銭を除く。以下この項及び次項において同じ。)の出資等団体への納付に代えて、設立団体の長の認可を受けて、出資等に係る不要

い。ただし、設立団体からの長期借入金については、この限りでない。

(財源措置)

第四十二条 設立団体は、地方独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

2 地方独立行政法人は、その業務の運営に当たっては、前項の規定による交付金について、住民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意しこの法律、他の法令、設立団体の条例及び規則、定款並びに認可中期計画に従って適切かつ効率的に使用するよう努めなければならない。

(出資等に係る不要財産の納付等)

第四十二条の二 地方独立行政法人は、出資等に係る不要財産については、遅滞なく、設立団体の長の認可を受けて、これを当該出資等に係る不要財産に係る地方公共団体(次項から第四項までにおいて「出資等団体」という。)に納付するものとする。

2 地方独立行政法人は、前項の規定による出資等に係る不要財産(金銭を除く。以下この項及び次項において同じ。)の出資等団体への納付に代えて、設立団体の長の認可を受けて、出資等に係る不要財産を

財産を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額（次項において「簿価超過額」という。）がある場合には、その額を除く。）の範囲内で総務大臣が定める基準により算定した金額を当該出資等団体に納付することができる。

3 申請等関係事務処理法人は、前項の場合において、出資等に係る不要財産の譲渡により生じた簿価超過額があるときは、遅滞なく、これを出資等団体に納付するものとする。ただし、その全部又は一部の金額について出資等団体に納付しないことについて設立団体の長の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

4 申請等関係事務処理法人が第一項又は第二項の規定による出資等団体への納付をした場合において、当該納付に係る出資等に係る不要財産が出資等団体からの出資に係るものであるときは、当該申請等関係事務処理法人の資本金のうち当該納付に係る出資等に係る不要財産に係る部分として設立団体の長が定める金額については、当該申請等関係事務処理法人に対する当該出資等団体からの出資はなかつたものとし、当該申請等関係事務処理法人は、その額により資本金を減少するものとする。

5 設立団体及び当該関係市町村の長は、第一項又は第二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、それぞれ評価委員会及び関係市町村評価委員会（第八十七条の十六第一項に規定する関係市町村評価委員会をいい、同条第五項の規定により当該関係市町村の評価委員会に同条第二項各号に掲げる事務を処理させる場合には、当該評価委員会とする。第四十四条第二項において同じ。）の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額（次項において「簿価超過額」という。）がある場合には、その額を除く。）の範囲内で総務大臣が定める基準により算定した金額を当該出資等団体に納付することができる。

3 地方独立行政法人は、前項の場合において、出資等に係る不要財産の譲渡により生じた簿価超過額があるときは、遅滞なく、これを出資等団体に納付するものとする。ただし、その全部又は一部の金額について出資等団体に納付しないことについて設立団体の長の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

4 地方独立行政法人が第一項又は第二項の規定による出資等団体への納付をした場合において、当該納付に係る出資等に係る不要財産が出資等団体からの出資に係るものであるときは、当該地方独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る出資等に係る不要財産に係る部分として設立団体の長が定める金額については、当該地方独立行政法人に対する当該出資等団体からの出資はなかつたものとし、当該地方独立行政法人は、その額により資本金を減少するものとする。

5 設立団体の長は、第一項又は第二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

6 (略)

(財産の処分等の制限)

第四十四条 申請等関係事務処理法人は、条例で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、設立団体(当該財産が関係市町村申請等関係事務処理業務に係るものである場合には、設立団体及び当該関係市町村)の長の認可を受けなければならない。ただし、第四十二条の二の規定により当該財産を処分するときは、この限りでない。

2 設立団体及び当該関係市町村の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、それぞれ評価委員会及び関係市町村評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(会計規程)

第四十五条 申請等関係事務処理法人は、業務開始の際、会計に関する事項について規程を定め、これを設立団体及び関係市町村の長に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(設立団体の規則への委任)

第四十六条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、申請等関係事務処理法人の財務及び会計に関し必要な事項は、設立団体の規則で定める。この場合において、関係市町村申請等関係事務処理業務の実施に関し必要な事項については、設立団体の規則で定める事項を除き、関係市町村の規則で定めることができる。

6 前各項に定めるもののほか、出資等に係る不要財産の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(財産の処分等の制限)

第四十四条 地方独立行政法人は、条例で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならない。ただし、第四十二条の二の規定により当該財産を処分するときは、この限りでない。

2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(会計規程)

第四十五条 地方独立行政法人は、業務開始の際、会計に関する事項について規程を定め、これを設立団体の長に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(設立団体の規則への委任)

第四十六条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、地方独立行政法人の財務及び会計に関し必要な事項は、設立団体の規則で定める。

(再就職者による法令等違反行為の依頼等の届出)

第五十六条の二 一般地方独立行政法人の役員又は職員は、次に掲げる要求又は依頼を受けたときは、政令で定めるところにより、当該一般地方独立行政法人の理事長にその旨を届け出なければならない。

一 一般地方独立行政法人の役員又は職員(非常勤の者を除く。)であつた者であつて離職後に営利企業等(商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業(以下この条において「営利企業」という。))及び営利企業以外の法人(国、国際機関、地方公共団体、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第四項に規定する行政執行法人及び特定地方独立行政法人を除く。)をいう。以下この条において同じ。)の地位に就いている者(以下この条において「再就職者」という。)が離職後二年を経過するまでの間に、離職前五年間に在職していた当該一般地方独立行政法人の内部組織として設立団体の規則で定めるものに属する役員又は職員に対して行う、当該一般地方独立行政法人と当該営利企業等との間で締結される売買、賃借、請負その他の契約又は当該営利企業等に対して行われる行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第二号に規定する処分に関する事務(当該一般地方独立行政法人の業務に係るものに限る。次号において「契約等事務」という。)であつて離職前五年間の職務に属するものに関するこの法律、他の法令、設立団体若しくは関係市町村の条例若しくは規則、定款若しくは規約又は当該一般地方独立行政法人が定める業務方法書、第四十五条に規定する規程その他の規則に違反する職務上の行為(以下この条及び第五十六条の三第二項において「法令等違反行為」という。)の要求又は

(再就職者による法令等違反行為の依頼等の届出)

第五十六条の二 一般地方独立行政法人の役員又は職員は、次に掲げる要求又は依頼を受けたときは、政令で定めるところにより、当該一般地方独立行政法人の理事長にその旨を届け出なければならない。

一 一般地方独立行政法人の役員又は職員(非常勤の者を除く。)であつた者であつて離職後に営利企業等(商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業(以下この条において「営利企業」という。))及び営利企業以外の法人(国、国際機関、地方公共団体、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第四項に規定する行政執行法人及び特定地方独立行政法人を除く。)をいう。以下この条において同じ。)の地位に就いている者(以下この条において「再就職者」という。)が離職後二年を経過するまでの間に、離職前五年間に在職していた当該一般地方独立行政法人の内部組織として設立団体の規則で定めるものに属する役員又は職員に対して行う、当該一般地方独立行政法人と当該営利企業等との間で締結される売買、賃借、請負その他の契約又は当該営利企業等に対して行われる行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第二号に規定する処分に関する事務(当該一般地方独立行政法人の業務に係るものに限る。次号において「契約等事務」という。)であつて離職前五年間の職務に属するものに関するこの法律、他の法令、設立団体の条例若しくは規則若しくは定款又は当該一般地方独立行政法人が定める業務方法書、第四十五条に規定する規程その他の規則に違反する職務上の行為(以下この条及び次条第二項において「法令等違反行為」という。)の要求又は依頼

は依頼

二 (略)

三 (略)

(料金に関する特例)

第八十七条の六 申請等関係事務処理法人は、第八十七条の三第二項の規定により適用する地方自治法第二百二十七条の規定により徴収する手数料(次項において「設立団体申請等関係事務手数料」という。)及び第八十七条の十二第二項の規定により適用する同法第二百二十七条の規定により徴収する手数料(次項において「関係市町村申請等関係事務手数料」という。)のほか、設立団体申請等関係事務に關して料金を徴収することができない。

2 設立団体申請等関係事務手数料は設立団体の条例で定めるところにより設立団体の歳入としな^いで、関係市町村申請等関係事務手数料は関係市町村の条例で定めるところにより関係市町村の歳入としな^いで

二 前号に掲げるもののほか、再就職者のうち、当該一般地方独立行政法人の役員又は管理若しくは監督の地位として設立団体の規則で定めるものに就いていた者が、離職後二年を経過するまでの間に、当該一般地方独立行政法人の役員又は職員に対して行^う、契約等事務に關する法令等違反行為の要求又は依頼

三 前二号に掲げるもののほか、再就職者が行^う、当該一般地方独立行政法人と営利企業等(当該再就職者が現にその地位に就いているものに限る。)との間の契約であつて当該一般地方独立行政法人においてその締結について自らが決定したもの又は当該一般地方独立行政法人による当該営利企業等に対する行政手続法第二条第二号に規定する処分であつて自らが決定したものに關する法令等違反行為の要求又は依頼

(料金に関する特例)

第八十七条の六 申請等関係事務処理法人は、第八十七条の三第二項の規定により適用する地方自治法第二百二十七条の規定により徴収する手数料(次項において「設立団体申請等関係事務手数料」という。)のほか、設立団体申請等関係事務に關して料金を徴収することができない。

2 設立団体申請等関係事務手数料は、設立団体の条例で定めるところにより、設立団体の歳入としな^いで申請等関係事務処理法人の収入とすることができる。

申請等関係事務処理法人の収入とすることができる。

(事業計画)

第八十七条の九 (略)

2 (略)

3 事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一・二 (略)

三 予算（人件費の見積りを含む。以下この号において同じ。）

支計画及び資金計画並びに設立団体申請等関係事務処理業務に係る

予算、収支計画及び資金計画

四 短期借入金の限度額及び設立団体申請等関係事務処理業務に係る

短期借入金の限度額

五・七 (略)

4・5 (略)

(事業計画)

第八十七条の九 (略)

2 (略)

3 事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 設立団体申請等関係事務処理業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

二 設立団体申請等関係事務処理業務に係る業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

三 予算（人件費の見積りを含む。）

支計画及び資金計画

四 短期借入金の限度額

五 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

六 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

七 その他設立団体の規則で定める設立団体申請等関係事務処理業務に係る業務運営に関する事項

4・5 (略)

○ 地方独立行政法人法**第百十九條第四項**による同条第二項及び第三項の規定の読替表

(傍線は読替部分、塗りつぶしは当然読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(吸収合併消滅法人の最終事業年度の業務の実績等に関する評価等) 第百十九條 【準用しない】</p> <p>2 公立大学法人である吸収合併消滅法人の業務の実績に関する第七十八條の第二項の規定による評価は、当該吸収合併消滅法人の効力発生日の前日を含む中期目標の期間が同日において終了したものととして、第七十八條の第二項第三号に定める事項について、吸収合併存続法人が受けるものとする。この場合において、同条第二項の規定による報告書の提出及び公表は、当該吸収合併存続法人が行うものとする。</p> <p>3 前項の場合において、第七十八條の第二項第四項の規定による通知及び勧告は、当該吸収合併存続法人に対してなされるものとする。</p> <p>4～12 【準用しない】</p>	<p>(吸収合併消滅法人の最終事業年度の業務の実績等に関する評価等) 第百十九條 (略)</p> <p>2 吸収合併消滅法人(公立大学法人及び申請等関係事務処理法人を除く。以下この項において同じ。)の業務の実績に関する第二十八條第一項の規定による評価は、当該吸収合併消滅法人の効力発生日の前日を含む中期目標の期間が同日において終了したものととして、同項第三号に定める事項について、吸収合併存続法人が受けるものとする。この場合において、同条第二項の規定による報告書の提出及び公表は、当該吸収合併存続法人が行うものとする。</p> <p>3 前項の場合において、第二十八條第五項の規定による通知及び同条第六項の規定による命令は、当該吸収合併存続法人に対してなされるものとする。</p> <p>4～12 (略)</p>

○ 地方独立行政法人法第百十九条第五項による同条第二項及び第三項の規定の読替表

(傍線は読替部分、塗りつぶしは当然読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(吸収合併消滅法人の最終事業年度の業務の実績等に関する評価等) 第百十九条 【準用しない】</p> <p>2 申請等関係事務処理法人である吸収合併消滅法人の業務の実績に関する第八十七条の十第一項又は第八十七条の十八第一項の規定による評価は、当該吸収合併消滅法人の効力発生日の前日を含む第八十七条の十第一項第二号又は第八十七条の十九第一項第二号に規定する期間が同日において終了したものとして、第八十七条の十第一項第二号又は第八十七条の十九第一項第二号に定める事項について、吸収合併存続法人が受けるものとする。この場合において、第八十七条の十第二項(第八十七条の十九第二項において準用する場合を含む。)の規定による報告書の提出及び公表は、当該吸収合併存続法人が行うものとする。</p> <p>3 前項の場合において、第八十七条の十第五項(第八十七条の十九第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知及び第八十七条の十第六項(第八十七条の十九第二項において準用する場合を含む。)の規定による命令は、当該吸収合併存続法人に対してなされるものとする。</p> <p>4～12 【準用しない】</p>	<p>(吸収合併消滅法人の最終事業年度の業務の実績等に関する評価等) 第百十九条 (略)</p> <p>2 吸収合併消滅法人(公立大学法人及び申請等関係事務処理法人を除く。以下この項において同じ。)の業務の実績に関する第二十八条第一項の規定による評価は、当該吸収合併消滅法人の効力発生日の前日を含む中期目標の期間が同日において終了したものとして、同項第三号に定める事項について、吸収合併存続法人が受けるものとする。この場合において、同条第二項の規定による報告書の提出及び公表は、当該吸収合併存続法人が行うものとする。</p> <p>3 前項の場合において、第二十八条第五項の規定による通知及び同条第六項の規定による命令は、当該吸収合併存続法人に対してなされるものとする。</p> <p>4～12 (略)</p>

○ 地方独立行政法人法第百十九条第八項による第四十条第四項の規定の読替表

(傍線は読替部分)

<p>読 替 後</p>	<p>(利益及び損失の処理等) 第四十条 (略) 2・3 (略) 4 地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第一項又は第二項の規定による整理を行った後、第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、<u>吸収合併存続法人の効力発生日を含む</u>中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、<u>当該中期目標の期間</u>における業務の財源に充てることができる。</p>
<p>読 替 前</p>	<p>(利益及び損失の処理等) 第四十条 (略) 2・3 (略) 4 地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第一項又は第二項の規定による整理を行った後、第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、<u>当該中期目標の期間の次の</u>中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、<u>当該次の中期目標の期間</u>における業務の財源に充てることができる。</p>

○ 地方独立行政法人法**第百十九条第九項**による同条第七項及び第八項前段の規定の読替表

(傍線は読替部分、塗りつぶしは当然読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(吸収合併消滅法人の最終事業年度の業務の実績等に関する評価等) 第百十九条 【準用しない】 2～6 【準用しない】</p> <p>7 申請等関係事務処理法人(関係市町村申請等関係事務処理業務を行うものを除く。)である吸収合併消滅法人の最終事業年度における第四十条第一項本文及び第二項の規定による利益及び損失の処理に係る業務は、吸収合併存続法人が行うものとする。</p> <p>8 前項の規定による処理において、第四十条第一項本文又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、当該積立金の処分は、効力発生日の前日において吸収合併消滅法人の最終事業年度が終了したものであるとして、吸収合併存続法人が行うものとする。【後段準用しない】</p> <p>9～12 【準用しない】</p>	<p>(吸収合併消滅法人の最終事業年度の業務の実績等に関する評価等) 第百十九条 (略) 2～6 (略)</p> <p>7 吸収合併消滅法人(申請等関係事務処理法人を除く。次項において同じ。)の最終事業年度における第四十条第一項及び第二項の規定による利益及び損失の処理に係る業務は、吸収合併存続法人が行うものとする。</p> <p>8 前項の規定による処理において、第四十条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、当該積立金の処分は、効力発生日の前日において吸収合併消滅法人の中期目標の期間が終了したものであるとして、吸収合併存続法人が行うものとする。この場合において、同条第四項中「当該中期目標の期間の次の」とあるのは「吸収合併存続法人の効力発生日を含む」と、「当該次の中期目標の期間」とあるのは「当該中期目標の期間」とする。</p> <p>9～12 (略)</p>

○ 地方独立行政法人法第百十九条第十項による第八十七条の十一の規定の読替表

(傍線は読替部分、塗りつぶしは当然読替部分)

		読 替 後	
(読替規定)			
第八十七条の十一 申請等関係事務処理法人に関する第二章、第四章及び第五章中次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。			
第十五条第一項	第二十五条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）を考慮した上で、中期目標の期間又は四年間のいずれか長い期間内	四年以内	
第四十条第四項	中期目標の期間の最後の事業年度	毎事業年度	吸収合併存続法人の効力発生日を含む事業年度に係る第八十七条の九第一項の認可を受けた同項に規定する事業計画（同項
中期計画	当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可		
		読 替 前	
(読替規定)			
第八十七条の十一 申請等関係事務処理法人に関する第二章、第四章及び第五章中次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。			
第十五条第一項	第二十五条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）を考慮した上で、中期目標の期間又は四年間のいずれか長い期間内	四年以内	
第四十条第四項	中期目標の期間の最後の事業年度	毎事業年度	翌事業年度に係る第八十七条の九第一項の認可を受けた同項に規定する事業計画（同項後段の規定による変更の認可を受け
中期計画	当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可		

<p>第四十一条 第一項 第四十二条 第二項 第四十八条 第三項、第 五十一条第 三項及び第 五十六条第 一項</p>	<p>認可中期計画の第二十六条 第二項第三号</p>	<p>認可中期計画の第二十六条 認可事業計画の第八十七 条の九第三項第三号</p>	<p>当該次の中期目標の期間</p> <p>当該事業年度</p> <p>認可事業計画の第八十七 条の九第三項第四号</p> <p>認可事業計画</p> <p>後段の規定による変更の 認可を受けたときは、当 該変更後の事業計画。以 下この章及び次章第一節 において「認可事業計画 」という。）</p>
<p>第四十一条 第一項 第四十二条 第二項 第四十八条 第三項、第 五十一条第 三項及び第 五十六条第 一項</p>	<p>認可中期計画の第二十六条 第二項第三号</p>	<p>認可中期計画の第八十七 条の九第三項第三号</p>	<p>当該次の中期目標の期間</p> <p>当該翌事業年度</p> <p>認可事業計画の第八十七 条の九第三項第四号</p> <p>認可事業計画</p> <p>たときは、当該変更後の 事業計画。以下この章及 び次章第一節において「 認可事業計画」という。）</p>

○ 地方独立行政法人法**第十九条第十項**による読替え後の**第八十七条の十一**による**第四十条第四項**の規定の読替表

(二)重傍線部分は**第十九条第十項**による読替部分、傍線は**第八十七条の十一**による読替部分、塗りつぶしは当然読替部分

<p>第百十九条第十項による読替</p>	<p>第八十七条の十一による読替</p>	<p>第四十条第四項</p>
<p>(利益及び損失の処理等) 第四十条 (略) 2・3 (略) 4 申請等関係事務処理法人は、毎事業年度に係る第一項又は第二項の規定による整理を行った後、第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、<u>吸収合併継続法人の効力発生日を含む事業年度に係る</u>第八十七条の九第一項の認可を受けた同項に規定する事業計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、当該変更後の事業計画)。以下この章及び次章第一節において「認可事業計画」という。)の定めるところにより、当該事業年度における業務の財源に充てることができる。</p> <p>5・6 (略)</p>	<p>(利益及び損失の処理等) 第四十条 (略) 2・3 (略) 4 申請等関係事務処理法人は、毎事業年度に係る第一項又は第二項の規定による整理を行った後、第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、<u>翌事業年度に係る</u>第八十七条の九第一項の認可を受けた同項に規定する事業計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、当該変更後の事業計画)。以下この章及び次章第一節において「認可事業計画」という。)の定めるところにより、当該翌事業年度における業務の財源に充てることができる。</p> <p>5・6 (略)</p>	<p>(利益及び損失の処理等) 第四十条 (略) 2・3 (略) 4 地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第一項又は第二項の規定による整理を行った後、第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、<u>当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画</u>の定めるところにより、<u>当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てること</u>ができる。</p> <p>5・6 (略)</p>

○ 地方独立行政法人法第百十九条第十一項による同条第七項及び第八項前段の規定の読替表

(傍線は読替部分、塗りつぶしは当然読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(吸収合併消滅法人の最終事業年度の業務の実績等に関する評価等) 第百十九条 【準用しない】 2～6 【準用しない】</p> <p>7 関係市町村申請等関係事務処理業務を行う申請等関係事務処理法人である吸収合併消滅法人の最終事業年度における第八十七条の二十二の規定により読み替えて適用する第四十条第一項本文及び第二項の規定による利益及び損失の処理に係る業務は、吸収合併存続法人が行うものとする。</p> <p>8 前項の規定による処理において、第八十七条の二十二の規定により読み替えて適用する第四十条第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、当該積立金の処分は、効力発生日の前日において吸収合併消滅法人の最終事業年度が終了したものとして、吸収合併存続法人が行うものとする。【後段準用しない】</p> <p>9～12 【準用しない】</p>	<p>(吸収合併消滅法人の最終事業年度の業務の実績等に関する評価等) 第百十九条 (略) 2～6 (略)</p> <p>7 吸収合併消滅法人(申請等関係事務処理法人を除く。次項において同じ。)の最終事業年度における第四十条第一項及び第二項の規定による利益及び損失の処理に係る業務は、吸収合併存続法人が行うものとする。</p> <p>8 前項の規定による処理において、第四十条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、当該積立金の処分は、効力発生日の前日において吸収合併消滅法人の中期目標の期間が終了したものとして、吸収合併存続法人が行うものとする。この場合において、同条第四項中「当該中期目標の期間の次の」とあるのは「吸収合併存続法人の効力発生日を含む」と、「当該次の中期目標の期間」とあるのは「当該中期目標の期間」とする。</p> <p>9～12 (略)</p>

○ 地方独立行政法人法第百十九条第十二項による第八十七条の二十二の規定の読替表

(傍線は読替部分、塗りつぶしは当然読替部分)

読 替 後		読 替 前	
(読替規定等)			
<p>第八十七条の二十二 申請等関係事務処理法人に関する第一章、第二章、第四章、第五章及び前節中次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第八十七条の十一(同条の表第十五条第一項の項及び第四十八条第三項、第五十一条第三項及び第五十六条第一項の項を除く。)の規定は、適用しない。</p>		<p>第八十七条の二十二 申請等関係事務処理法人に関する第一章、第二章、第四章、第五章及び前節中次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第八十七条の十一(同条の表第十五条第一項の項及び第四十八条第三項、第五十一条第三項及び第五十六条第一項の項を除く。)の規定は、適用しない。</p>	
(略)	(略)	(略)	(略)
第四十条第 四項	<p>中期目標の期間の最後の事業年度</p> <p>設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間</p>	第四十条第 四項	<p>中期目標の期間の最後の事業年度</p> <p>設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間</p>
	<p>、設立団体の長により設けられた設立団体申請等関係事務処理業務(第八十七条の八第二項第一号に規定する設立団体申請等関係事務処理業務をいう。</p> <p>次条第一項及び第八十七</p>		<p>、設立団体の長により設けられた設立団体申請等関係事務処理業務(第八十七条の八第二項第一号に規定する設立団体申請等関係事務処理業務をいう。</p> <p>次条第一項及び第八十七</p>

条の九第三項において同じ。）に係る勘定をいう。
。以下この条において同じ。）にあつては設立団体の長の承認を受けた金額を吸収合併存続法人の効力発生日を含む事業年度に係る認可事業計画（第八十七条の九第一項の認可を受けた同項に規定する事業計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、当該変更後の事業計画）をいう。以下この章において同じ。）の定めるところにより、関係市町村別勘定（第八十七条の二十第一項の規定により設けられた関係市町村申請等関係事務処理業務（第八十七条の十四第一項第二号に規定する関係市町村申請等関係事務処理業務をいう。以下この章において

条の九第三項において同じ。）に係る勘定をいう。
。以下この条において同じ。）にあつては設立団体の長の承認を受けた金額を翌事業年度に係る認可事業計画（第八十七条の九第一項の認可を受けた同項に規定する事業計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、当該変更後の事業計画）をいう。以下この章において同じ。）の定めるところにより、関係市町村別勘定（第八十七条の二十第一項の規定により設けられた関係市町村申請等関係事務処理業務（第八十七条の十四第一項第二号に規定する関係市町村申請等関係事務処理業務をいう。以下この章において同じ。）に係る勘定をいう。以下こ

(略)	
(略)	
(略)	<p>同じ。)に係る勘定をいう。以下この条において同じ。)にあつては関係市町村の長の承認を受けた金額を当該事業年度に係る関係市町村認可事業計画(第八十七条の十八第一項の認可を受けた同項に規定する関係市町村事業計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、当該変更後の関係市町村事業計画)をいう。次条第一項及び第四十二条第二項において同じ。)の定めるところにより、当該事業年度</p>
(略)	
(略)	
(略)	<p>の条において同じ。)にあつては関係市町村の長の承認を受けた金額を翌事業年度に係る関係市町村認可事業計画(第八十七条の十八第一項の認可を受けた同項に規定する関係市町村事業計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、当該変更後の関係市町村事業計画)をいう。次条第一項及び第四十二条第二項において同じ。)の定めるところにより、当該翌事業年度</p>

○ 地方独立行政法人法**第百十九條第十二項**による読替え後の**第八十七條の二十二**による**第四十條第四項**の規定の読替表

(二重傍線部分は第百十九條第十二項による読替部分、傍線は第八十七條の二十二による読替部分、塗りつぶしは当然読替部分)

<p>第百十九條第十二項による読替</p>	<p>第八十七條の二十二による読替</p>	<p>第四十條第四項</p>
<p>(利益及び損失の処理等) 第四十條 (略) 2・3 (略) 4 申請等関係事務処理法人は、第八十七條の二十第一項の規定により設けられた勘定ごとに、毎事業年度に係る第一項又は第二項の規定による整理を行った後、第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち、設立団体勘定(同条第一項の規定により設けられた設立団体申請等関係事務処理業務(第八十七條の八第二項第一号に規定する設立団体申請等関係事務処理業務をいう。次条第一項及び第八十七條の九第三項において同じ。))に係る勘定をいう。以下この条において同じ。))にあつては設立団体の長の承認を受けた金額を吸収合併存続法人の効力発生日を含む事業年度に係る認可事業計画(第八十七條の九第一項の認可を受けた同項に規定する事業計画(同項後段の規定による変</p>	<p>(利益及び損失の処理等) 第四十條 (略) 2・3 (略) 4 申請等関係事務処理法人は、第八十七條の二十第一項の規定により設けられた勘定ごとに、毎事業年度に係る第一項又は第二項の規定による整理を行った後、第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち、設立団体勘定(同条第一項の規定により設けられた設立団体申請等関係事務処理業務(第八十七條の八第二項第一号に規定する設立団体申請等関係事務処理業務をいう。次条第一項及び第八十七條の九第三項において同じ。))に係る勘定をいう。以下この条において同じ。))にあつては設立団体の長の承認を受けた金額を翌事業年度に係る認可事業計画(第八十七條の九第一項の認可を受けた同項に規定する事業計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、当該変更</p>	<p>(利益及び損失の処理等) 第四十條 (略) 2・3 (略) 4 地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第一項又は第二項の規定による整理を行った後、第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。</p>

更の認可を受けたときは、当該変更後の事業計画をいう。以下この章において同じ。）の定めるところにより、関係市町村別勘定（第八十七条の二十第一項の規定により設けられた関係市町村申請等関係事務処理業務（第八十七条の十四第一項第二号に規定する関係市町村申請等関係事務処理業務をいう。以下この章において同じ。）に係る勘定をいう。以下この条において同じ。）にあつては関係市町村の長の承認を受けた金額を当該事業年度に係る関係市町村認可事業計画（第八十七条の十八第一項の認可を受けた同項に規定する関係市町村事業計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、当該変更後の関係市町村事業計画）をいう。次条第一項及び第四十二条第二項において同じ。）の定めるところにより、当該事業年度

5・6 (略)

後の事業計画）をいう。以下この章において同じ。）の定めるところにより、関係市町村別勘定（第八十七条の二十第一項の規定により設けられた関係市町村申請等関係事務処理業務（第八十七条の十四第一項第二号に規定する関係市町村申請等関係事務処理業務をいう。以下この章において同じ。）に係る勘定をいう。以下この条において同じ。）にあつては関係市町村の長の承認を受けた金額を翌事業年度に係る関係市町村認可事業計画（第八十七条の十八第一項の認可を受けた同項に規定する関係市町村事業計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、当該変更後の関係市町村事業計画）をいう。次条第一項及び第四十二条第二項において同じ。）の定めるところにより、当該翌事業年度

5・6 (略)

5・6 (略)

○ 地方独立行政法人法第百二十条第四項による同条第二項及び第三項の規定の読替表

(傍線は読替部分、塗りつぶしは当然読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(新設合併消滅法人の最終事業年度の業務の実績等に関する評価等) 第百二十条 【準用しない】</p> <p>2 公立大学法人である新設合併消滅法人の業務の実績に関する第七十八條の二第一項の規定による評価は、当該新設合併消滅法人の効力発生日の前日を含む中期目標の期間が同日において終了したものととして、第七十八條の二第一項第三号に定める事項について、新設合併設立法人が受けるものとする。この場合において、同条第二項の規定による報告書の提出及び公表は、当該新設合併設立法人が行うものとする。</p> <p>3 前項の場合において、第七十八條の二第四項の規定による通知及び勧告は、当該新設合併設立法人に対してなされるものとする。</p> <p>4～12 【準用しない】</p>	<p>(新設合併消滅法人の最終事業年度の業務の実績等に関する評価等) 第百二十条 (略)</p> <p>2 新設合併消滅法人(公立大学法人及び申請等関係事務処理法人を除く。以下この項において同じ。)の業務の実績に関する第二十八條第一項の規定による評価は、当該新設合併消滅法人の効力発生日の前日を含む中期目標の期間が同日において終了したものととして、同項第三号に定める事項について、新設合併設立法人が受けるものとする。この場合において、同条第二項の規定による報告書の提出及び公表は、当該新設合併設立法人が行うものとする。</p> <p>3 前項の場合において、第二十八條第五項の規定による通知及び同条第六項の規定による命令は、当該新設合併設立法人に対してなされるものとする。</p> <p>4～12 (略)</p>

○ 地方独立行政法人法第百二十条第五項による同条第二項及び第三項の規定の読替表

(傍線は読替部分、塗りつぶしは当然読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(新設合併消滅法人の最終事業年度の業務の実績等に関する評価等) 第百二十条 【準用しない】</p> <p>2 申請等関係事務処理法人である新設合併消滅法人の業務の実績に関する第八十七条の十第一項又は第八十七条の十九第一項の規定による評価は、当該新設合併消滅法人の効力発生日の前日を含む第八十七条の十第一項第二号又は第八十七条の十九第一項第二号に規定する期間が同日において終了したものとして、第八十七条の十第一項第二号又は第八十七条の十九第一項第二号に定める事項について、新設合併設立法人が受けるものとする。この場合において、第八十七条の十第二項(第八十七条の十九第二項において準用する場合を含む。)の規定による報告書の提出及び公表は、当該新設合併設立法人が行うものとする。</p> <p>3 前項の場合において、第八十七条の十第五項(第八十七条の十九第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知及び第八十七条の十第六項(第八十七条の十九第二項において準用する場合を含む。)の規定による設立団体の長の命令は、当該新設合併設立法人に対してなされるものとする。</p> <p>4～12 【準用しない】</p>	<p>(新設合併消滅法人の最終事業年度の業務の実績等に関する評価等) 第百二十条 (略)</p> <p>2 新設合併消滅法人(公立大学法人及び申請等関係事務処理法人を除く。以下この項において同じ。)の業務の実績に関する第二十八条第一項の規定による評価は、当該新設合併消滅法人の効力発生日の前日を含む中期目標の期間が同日において終了したものとして、同条第三号に定める事項について、新設合併設立法人が受けるものとする。この場合において、同条第二項の規定による報告書の提出及び公表は、当該新設合併設立法人が行うものとする。</p> <p>3 前項の場合において、第二十八条第五項の規定による通知及び同条第六項の規定による命令は、当該新設合併設立法人に対してなされるものとする。</p> <p>4～12 (略)</p>

○ 地方独立行政法人法第二百二十条第八項による第四十条第四項の規定の読替表

(傍線は読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(利益及び損失の処理等) 第四十条 (略) 2・3 (略) 4 地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第一項又は第二項の規定による整理を行った後、第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、<u>新設合併設立法人の成立の日から始まる中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。</u></p> <p>5・6 (略)</p>	<p>(利益及び損失の処理等) 第四十条 (略) 2・3 (略) 4 地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第一項又は第二項の規定による整理を行った後、第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、<u>当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。</u></p> <p>5・6 (略)</p>

○ 地方独立行政法人法第百二十条第九項による同条第七項及び第八項前段の規定の読替表

(傍線は読替部分、塗りつぶしは当然読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(新設合併消滅法人の最終事業年度の業務の実績等に関する評価等) 第百二十条 【準用しない】</p> <p>2～6 【準用しない】</p> <p>7 申請等関係事務処理法人(関係市町村申請等関係事務処理業務を行うものを除く。)である新設合併消滅法人の最終事業年度における第四十条第一項本文及び第二項の規定による利益及び損失の処理に係る業務は、新設合併設立法人が行うものとする。</p> <p>8 前項の規定による処理において、第四十条第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、当該積立金の処分は、新設合併設立法人の成立の日の前日において新設合併消滅法人の最終事業年度が終了したものとす、新設合併設立法人が行うものとする。【後段は準用しない】</p> <p>9～12 【準用しない】</p>	<p>(新設合併消滅法人の最終事業年度の業務の実績等に関する評価等) 第百二十条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 新設合併消滅法人(申請等関係事務処理法人を除く。次項において同じ。)の最終事業年度における第四十条第一項及び第二項の規定による利益及び損失の処理に係る業務は、新設合併設立法人が行うものとする。</p> <p>8 前項の規定による処理において、第四十条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、当該積立金の処分は、新設合併設立法人の成立の日の前日において新設合併消滅法人の中期目標の期間が終了したものとす、新設合併設立法人が行うものとする。この場合において、同条第四項中「当該中期目標の期間の次の」とあるのは「新設合併設立法人の成立の日から始まる」と、「当該次の中期目標の期間」とあるのは「当該中期目標の期間」とする。</p> <p>9～12 (略)</p>

○ 地方独立行政法人法第百二十条第十項による第八十七条の十一の規定の読替表

(傍線は読替部分)

読 替 後		<p>(読替規定)</p> <p>第八十七条の十一 申請等関係事務処理法人に関する第二章、第四章及び第五章中次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>
第四十条第 四項	<p>第十五条第一項</p> <p>第二十五条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）を考慮した上で、中期目標の期間又は四年間のいずれか長い期間内</p>	
第四十条第 四項	<p>中期目標の期間の最後の事業年度</p> <p>当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可 中期計画</p>	<p>四年以内</p> <p>毎事業年度</p> <p>新設合併設立法人の成立の日から始まる事業年度に係る第八十七条の九第一項の認可を受けた同項に規定する事業計画（同</p>
読 替 前		<p>(読替規定)</p> <p>第八十七条の十一 申請等関係事務処理法人に関する第二章、第四章及び第五章中次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>
第四十条第 四項	<p>第十五条第一項</p> <p>第二十五条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）を考慮した上で、中期目標の期間又は四年間のいずれか長い期間内</p>	
第四十条第 四項	<p>中期目標の期間の最後の事業年度</p> <p>当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可 中期計画</p>	<p>四年以内</p> <p>毎事業年度</p> <p>翌事業年度に係る第八十七条の九第一項の認可を受けた同項に規定する事業計画（同項後段の規定による変更の認可を受け</p>

<p>第四十一条 第一項 第四十二条 第二項 第四十八条 第三項、第 五十一条第 三項及び第 五十六条第 一項</p>	<p>認可中期計画の第二十六条 第二項第三号</p>	<p>認可中期計画 認可中期計画</p>	<p>当該次の中期目標の期間</p>	<p>項後段の規定による変更 の認可を受けたときは、 当該変更後の事業計画。 以下この章及び次章第一 節において「認可事業計 画」という。）</p>
	<p>認可事業計画の第八十七 条の九第三項第三号</p>	<p>認可事業計画 認可事業計画</p>	<p>当該事業年度 認可事業計画の第八十七 条の九第三項第四号</p>	
<p>第四十一条 第一項 第四十二条 第二項 第四十八条 第三項、第 五十一条第 三項及び第 五十六条第 一項</p>	<p>認可中期計画の第二十六条 第二項第三号</p>	<p>認可中期計画 認可中期計画</p>	<p>当該次の中期目標の期間</p>	<p>たときは、当該変更後の 事業計画。以下この章及 び次章第一節において「 認可事業計画」という。）</p>
	<p>認可事業計画の第八十七 条の九第三項第三号</p>	<p>認可事業計画 認可事業計画</p>	<p>当該翌事業年度 認可事業計画の第八十七 条の九第三項第四号</p>	

○ 地方独立行政法人法**第二百二十条第十項**による読替え後の**第八十七条の十一**による**第四十条第四項**の規定の読替表

(二)重傍線部分は**第二百二十条第十項**による読替部分、傍線は**第八十七条の十一**による読替部分、塗りつぶしは当然読替部分)

<p>第二百二十条第十項による読替</p>	<p>第八十七条の十一による読替</p>	<p>第四十条第四項</p>
<p>(利益及び損失の処理等) 第四十条 (略) 2・3 (略) 4 申請等関係事務処理法人は、毎事業年度に係る第一項又は第二項の規定による整理を行った後、第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、新設合併設立法人の成立の日から始まる事業年度に係る第八十七条の九第一項の認可を受けた同項に規定する事業計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、当該変更後の事業計画。以下この章及び次章第一節において「認可事業計画」という。)の定めるところにより、当該事業年度における業務の財源に充てることができる。</p> <p>5・6 (略)</p>	<p>(利益及び損失の処理等) 第四十条 (略) 2・3 (略) 4 申請等関係事務処理法人は、毎事業年度に係る第一項又は第二項の規定による整理を行った後、第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、翌事業年度に係る第八十七条の九第一項の認可を受けた同項に規定する事業計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、当該変更後の事業計画。以下この章及び次章第一節において「認可事業計画」という。)の定めるところにより、当該翌事業年度における業務の財源に充てることができる。</p> <p>5・6 (略)</p>	<p>(利益及び損失の処理等) 第四十条 (略) 2・3 (略) 4 地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第一項又は第二項の規定による整理を行った後、第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。</p> <p>5・6 (略)</p>

○ 地方独立行政法人法第百二十条第十一項による同条第七項及び第八項前段の規定の読替表

(傍線は読替部分、塗りつぶしは当然読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>（新設合併消滅法人の最終事業年度の業務の実績等に関する評価等） 第百二十条 【準用しない】 2～6 【準用しない】</p> <p>7 関係市町村申請等関係事務処理業務を行う申請等関係事務処理法人である新設合併消滅法人の最終事業年度における第八十七条の二十二の規定により読み替えて適用する第四十条第一項本文及び第二項の規定による利益及び損失の処理に係る業務は、新設合併設立法人が行うものとする。</p> <p>8 前項の規定による処理において、第八十七条の二十二の規定により読み替えて適用する第四十条第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、当該積立金の処分は、新設合併設立法人の成立の日の前日において新設合併消滅法人の最終事業年度が終了したものであるとして、新設合併設立法人が行うものとする。【後段は準用しない】</p> <p>9 【準用しない】</p>	<p>（新設合併消滅法人の最終事業年度の業務の実績等に関する評価等） 第百二十条 (略) 2～6 (略)</p> <p>7 新設合併消滅法人（申請等関係事務処理法人を除く。次項において同じ。）の最終事業年度における第四十条第一項及び第二項の規定による利益及び損失の処理に係る業務は、新設合併設立法人が行うものとする。</p> <p>8 前項の規定による処理において、第四十条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、当該積立金の処分は、新設合併設立法人の成立の日の前日において新設合併消滅法人の中期目標の期間が終了したものであるとして、新設合併設立法人が行うものとする。この場合において、同条第四項中「当該中期目標の期間の次の」とあるのは「新設合併設立法人の成立の日から始まる」と、「当該次の中期目標の期間」とあるのは「当該中期目標の期間」とする。</p> <p>9 (略)</p>

○ 地方独立行政法人法第百二十条第十二項による第八十七条の二十二の規定の読替表

(傍線は読替部分)

読 替 後		読 替 前	
(読替規定等)			
第八十七条の二十二 申請等関係事務処理法人に関する第一章、第二章、第四章、第五章及び前節中次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第八十七条の十一(同条の表第十五条第一項の項及び第四十八条第三項、第五十一条第三項及び第五十六条第一項の項を除く。)の規定は、適用しない。			
(略)	(略)	(略)	(略)
第四十条第 四項	(略) 中期目標の期間の最後の事業年度	(略) 第八十七条の二十第一項の規定により設けられた勘定ごとに、毎事業年度	(略) 第八十七条の二十第一項の規定により設けられた勘定ごとに、毎事業年度
	設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間	、設立団体勘定(同条第一項の規定により設けられた設立団体申請等関係事務処理業務(第八十七条の八第二項第一号に規定する設立団体申請等関係事務処理業務をいう。次条第一項及び第八十七	、設立団体勘定(同条第一項の規定により設けられた設立団体申請等関係事務処理業務(第八十七条の八第二項第一号に規定する設立団体申請等関係事務処理業務をいう。次条第一項及び第八十七
(略)		(略)	
(読替規定等)			
第八十七条の二十二 申請等関係事務処理法人に関する第一章、第二章、第四章、第五章及び前節中次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第八十七条の十一(同条の表第十五条第一項の項及び第四十八条第三項、第五十一条第三項及び第五十六条第一項の項を除く。)の規定は、適用しない。			
(略)	(略)	(略)	(略)
第四十条第 四項	(略) 中期目標の期間の最後の事業年度	(略) 第八十七条の二十第一項の規定により設けられた勘定ごとに、毎事業年度	(略) 第八十七条の二十第一項の規定により設けられた勘定ごとに、毎事業年度
	設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間	、設立団体勘定(同条第一項の規定により設けられた設立団体申請等関係事務処理業務(第八十七条の八第二項第一号に規定する設立団体申請等関係事務処理業務をいう。次条第一項及び第八十七	、設立団体勘定(同条第一項の規定により設けられた設立団体申請等関係事務処理業務(第八十七条の八第二項第一号に規定する設立団体申請等関係事務処理業務をいう。次条第一項及び第八十七

条の九第三項において同じ。）に係る勘定をいう。以下この条において同じ。）にあつては設立団体の長の承認を受けた金額を新設合併設立法人の成立の日から始まる事業年度に係る認可事業計画（第八十七条の九第一項の認可を受けた同項に規定する事業計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、当該変更後の事業計画）をいう。以下この章において同じ。）の定めるところにより、関係市町村別勘定（第八十七条の二十第一項の規定により設けられた関係市町村申請等関係事務処理業務（第八十七条の十四第一項第二号に規定する関係市町村申請等関係事務処理業務をいう。以下この章において

条の九第三項において同じ。）に係る勘定をいう。以下この条において同じ。）にあつては設立団体の長の承認を受けた金額を翌事業年度に係る認可事業計画（第八十七条の九第一項の認可を受けた同項に規定する事業計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、当該変更後の事業計画）をいう。以下この章において同じ。）の定めるところにより、関係市町村別勘定（第八十七条の二十第一項の規定により設けられた関係市町村申請等関係事務処理業務（第八十七条の十四第一項第二号に規定する関係市町村申請等関係事務処理業務をいう。以下この章において同じ。）に係る勘定をいう。以下こ

(略)	
(略)	
(略)	<p>て同じ。)に係る勘定をいう。以下この条において同じ。)にあつては関係市町村の長の承認を受けた金額を当該事業年度に係る関係市町村認可事業計画(第八十七条の十八第一項の認可を受けた同項に規定する関係市町村事業計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、当該変更後の関係市町村事業計画)をいう。次条第一項及び第四十二条第二項において同じ。)の定めるところにより、当該事業年度</p>
(略)	
(略)	
(略)	<p>の条において同じ。)にあつては関係市町村の長の承認を受けた金額を翌事業年度に係る関係市町村認可事業計画(第八十七条の十八第一項の認可を受けた同項に規定する関係市町村事業計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、当該変更後の関係市町村事業計画)をいう。次条第一項及び第四十二条第二項において同じ。)の定めるところにより、当該翌事業年度</p>

○ 地方独立行政法人法第百二十条第十二項による読替え後の第八十七条の二十二による第四十条第四項の規定の読替表

(二重傍線部分は第百二十条第十二項による読替部分、傍線は第八十七条の二十二による読替部分、塗りつぶしは当然読替部分)

<p>第百二十条第十二項による読替</p>	<p>第八十七条の二十二による読替</p>	<p>第四十条第四項</p>
<p>(利益及び損失の処理等) 第四十条 (略) 2・3 (略) 4 申請等関係事務処理法人は、第八十七条の二十第一項の規定により設けられた勘定ごとに、毎事業年度に係る第一項又は第二項の規定による整理を行った後、第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち、設立団体勘定(同条第一項の規定により設けられた設立団体申請等関係事務処理業務(第八十七条の八第二項第一号に規定する設立団体申請等関係事務処理業務をいう。次条第一項及び第八十七条の九第三項において同じ。))に係る勘定をいう。以下この条において同じ。)にあつては設立団体の長の承認を受けた金額を新設合併設立法人の成立の日から始まる事業年度に係る認可事業計画(第八十七条の九第一項の認可を受けた同項に規定する事業計画(同項後段の規定による</p>	<p>(利益及び損失の処理等) 第四十条 (略) 2・3 (略) 4 申請等関係事務処理法人は、第八十七条の二十第一項の規定により設けられた勘定ごとに、毎事業年度に係る第一項又は第二項の規定による整理を行った後、第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち、設立団体勘定(同条第一項の規定により設けられた設立団体申請等関係事務処理業務(第八十七条の八第二項第一号に規定する設立団体申請等関係事務処理業務をいう。次条第一項及び第八十七条の九第三項において同じ。))に係る勘定をいう。以下この条において同じ。)にあつては設立団体の長の承認を受けた金額を翌事業年度に係る認可事業計画(第八十七条の九第一項の認可を受けた同項に規定する事業計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、当該変更</p>	<p>(利益及び損失の処理等) 第四十条 (略) 2・3 (略) 4 地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第一項又は第二項の規定による整理を行った後、第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。</p>

<p>5・6 (略)</p>	<p>変更の認可を受けたときは、当該変更後の事業計画をいう。以下この章において同じ。</p> <p>(第八十七条の二十第一項の規定により設けられた関係市町村申請等関係事務処理業務(第八十七条の十四第一項第二号に規定する関係市町村申請等関係事務処理業務をいう。以下この章において同じ。))に係る勘定をいう。以下この条において同じ。)にあつては関係市町村の長の承認を受けた金額を当該事業年度に係る関係市町村認可事業計画(第八十七条の十八第一項の認可を受けた同項に規定する関係市町村事業計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、当該変更後の関係市町村事業計画)をいう。次条第一項及び第四十二条第二項において同じ。)の定めるところにより、当該事業年度における業務の財源に充てることができる。</p>
<p>5・6 (略)</p>	<p>後の事業計画をいう。以下この章において同じ。)の定めるところにより、関係市町村別勘定(第八十七条の二十第一項の規定により設けられた関係市町村申請等関係事務処理業務(第八十七条の十四第一項第二号に規定する関係市町村申請等関係事務処理業務をいう。以下この章において同じ。))に係る勘定をいう。以下この条において同じ。)にあつては関係市町村の長の承認を受けた金額を翌事業年度に係る関係市町村認可事業計画(第八十七条の十八第一項の認可を受けた同項に規定する関係市町村事業計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、当該変更後の関係市町村事業計画)をいう。次条第一項及び第四十二条第二項において同じ。)の定めるところにより、当該翌事業年度における業務の財源に充てることができる。</p>
<p>5・6 (略)</p>	

○ 地方独立行政法人法第百二十二条第六項による同条第一項から第五項までの規定の読替表

(傍線は読替部分、塗りつぶしは当然読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(違法行為等の是正等)</p> <p>第百二十二条 設立団体の長は、公立大学法人又はその役員若しくは職員が、不正の行為若しくはこの法律、他の法令、設立団体の条例若しくは規則若しくは定款に違反する行為をし、又は当該行為をするおそれがあると認めるときは、当該公立大学法人に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずべきことを求めることができる。</p> <p>2 公立大学法人は、前項の規定による設立団体の長の求めがあつたときは、速やかに当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を設立団体の長に報告しなければならない。</p> <p>3 総務大臣又は都道府県知事は、公立大学法人(第七条の規定による設立の認可又は第八条第二項の規定による定款の変更の認可を行った公立大学法人に限る。次項において同じ。)又はその役員若しくは職員が、不正の行為若しくはこの法律若しくは他の法令に違反する行為をし、又は当該行為をするおそれがあると認めるときは、設立団体又はその長に対し、前項の規定による求めその他必要な措置を講ずべき</p>	<p>(違法行為等の是正等)</p> <p>第百二十二条 設立団体の長は、地方独立行政法人又はその役員若しくは職員が、不正の行為若しくはこの法律、他の法令、設立団体の条例若しくは規則若しくは定款に違反する行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は地方独立行政法人の業務運営が著しく適正を欠き、かつ、それを放置することにより公益を害することが明白である場合において、特に必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、当該行為の是正又は業務運営の改善のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>2 地方独立行政法人は、前項の規定による設立団体の長の命令があつたときは、速やかに当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を設立団体の長に報告しなければならない。</p> <p>3 総務大臣又は都道府県知事は、地方独立行政法人(第七条の規定による設立の認可又は第八条第二項の規定による定款の変更の認可を行った地方独立行政法人に限る。以下この項及び次項において同じ。)又はその役員若しくは職員が、不正の行為若しくはこの法律若しくは他の法令に違反する行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は地方独立行政法人の業務運営が著しく適正を欠き</p>

ことを求めることができる。

4 総務大臣又は都道府県知事は、前項の規定によるほか、**公立大学法人**又はその役員若しくは職員が、不正の行為若しくはこの法律若しくは他の法令に違反する行為をし、又は当該行為をするおそれがあると認められる場合において、緊急を要するときその他特に必要があると認めるときは、自ら当該**公立大学法人**に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

5 第二項の規定は、前項の規定による求めについて準用する。

、かつ、それを放置することにより公益を害することが明白である場合において、特に必要があると認めるときは、設立団体又はその長に対し、前項の規定による命令その他必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

4 総務大臣又は都道府県知事は、前項の規定によるほか、**地方独立行政法人**又はその役員若しくは職員が、不正の行為若しくはこの法律若しくは他の法令に違反する行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認められる場合又は地方独立行政法人の業務運営が著しく適正を欠き、かつ、それを放置することにより公益を害することが明白である場合において、緊急を要するときその他特に必要があると認めるときは、自ら当該**地方独立行政法人**に対し、当該行為の是正又は業務運営の改善のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

5 第二項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

○ 地方独立行政法人法**第二百二十二条の三第二項**による**第二百二十一条第二項**及び**第三項**の規定の読替表

(塗りつぶしは当然読替部分)

<p>読 替 後</p>	<p>読 替 前</p>
<p>(報告及び検査) 第二百二十一条 (略)</p> <p>2 第二百二十二条の三第一項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。</p> <p>3 第二百二十二条の三第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>	<p>(報告及び検査) 第二百二十一条 (略)</p> <p>2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>

○ 地方独立行政法人法**第二百二十二条**の七による**第二百二十二条**の二から**第二百二十二条**の六までの規定の読替表

(傍線は読替部分、塗りつぶしは当然読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(申請等関係事務処理法人に対する情報の提供等)</p> <p>第二百二十二条の二 関係市町村の長その他の執行機関は、申請等関係事務処理法人に対し、当該執行機関が担任する申請等関係事務に係る関係市町村申請等関係事務処理業務(以下この章において「担任関係市町村申請等関係事務処理業務」という。)に関係市町村に必要な情報及び資料の提供又は指導及び助言を行うものとする。</p> <p>(申請等関係事務処理法人に対する報告及び検査の特例)</p> <p>第二百二十二条の三 関係市町村の長その他の執行機関は、担任関係市町村申請等関係事務処理業務に関係市町村が必要があると認めるときは、申請等関係事務処理法人に対し、当該担任関係市町村申請等関係事務処理業務に関係市町村に立ち入り、当該担任関係市町村申請等関係事務処理業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。</p> <p>2 第二百二十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。</p> <p>(申請等関係事務処理法人に対する監督命令)</p> <p>第二百二十二条の四 関係市町村の長その他の執行機関は、第二百二十二条</p>	<p>(申請等関係事務処理法人に対する情報の提供等)</p> <p>第二百二十二条の二 設立団体の長その他の執行機関は、申請等関係事務処理法人に対し、当該執行機関が担任する申請等関係事務に係る設立団体申請等関係事務処理業務(以下この章において「担任設立団体申請等関係事務処理業務」という。)に設立団体に必要な情報及び資料の提供又は指導及び助言を行うものとする。</p> <p>(申請等関係事務処理法人に対する報告及び検査の特例)</p> <p>第二百二十二条の三 設立団体の長以外の執行機関は、担任設立団体申請等関係事務処理業務に設立団体が必要があると認めるときは、申請等関係事務処理法人に対し、当該担任設立団体申請等関係事務処理業務に設立団体に立ち入り、当該担任設立団体申請等関係事務処理業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。</p> <p>2 第二百二十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。</p> <p>(申請等関係事務処理法人に対する監督命令)</p> <p>第二百二十二条の四 設立団体の長その他の執行機関は、第二百二十二条第</p>

第一項の規定によるほか、担任関係市町村申請等関係事務処理業務に関し必要があると認めるときは、申請等関係事務処理法人に対し、監督上必要な命令をすることができる。

(申請等関係事務処理法人に対する停止命令等)

第二百二十二条の五 関係市町村の長その他の執行機関は、申請等関係事務処理法人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請等関係事務処理法人に対し、担任関係市町村申請等関係事務処理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。この場合において、申請等関係事務処理法人は、その旨を設立団体の長に届け出なければならない。

一 当該申請等関係事務処理法人が行う担任関係市町村申請等関係事務処理業務がこの法律、他の法令、**関係市町村**の条例若しくは規則、定款又は第八十七条の十四第一項に規定する規約に違反していると認めるとき。

二 当該申請等関係事務処理法人が行う担任関係市町村申請等関係事務処理業務が適正を欠き、かつ、公益を害していると認めるとき。

三 当該申請等関係事務処理法人が担任関係市町村申請等関係事務処理業務を確実に実施することが困難であると認めるとき。

四 前条の規定による命令に違反したとき。

2 申請等関係事務処理法人は、前項の規定による命令があつた場合を除き、自ら**関係市町村申請等関係事務処理業務**の全部又は一部を確実に実施することが困難であると認められる場合には、その旨を**設立団体及び関係市町村の長**(当該**関係市町村申請等関係事務処理業務**に係る申請等関係事務を**関係市町村の長**以外の執行機関が担任する場合には、

一 項の規定によるほか、担任設立団体申請等関係事務処理業務に関し必要があると認めるときは、申請等関係事務処理法人に対し、監督上必要な命令をすることができる。

(申請等関係事務処理法人に対する停止命令等)

第二百二十二条の五 **設立団体**の長その他の執行機関は、申請等関係事務処理法人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請等関係事務処理法人に対し、担任設立団体申請等関係事務処理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 当該申請等関係事務処理法人が行う担任設立団体申請等関係事務処理業務がこの法律、他の法令、**設立団体**の条例若しくは規則又は定款に違反していると認めるとき。

二 当該申請等関係事務処理法人が行う担任設立団体申請等関係事務処理業務が適正を欠き、かつ、公益を害していると認めるとき。

三 当該申請等関係事務処理法人が担任設立団体申請等関係事務処理業務を確実に実施することが困難であると認めるとき。

四 前条の規定による命令に違反したとき。

2 申請等関係事務処理法人は、前項の規定による命令があつた場合を除き、自ら**設立団体申請等関係事務処理業務**の全部又は一部を確実に実施することが困難であると認められる場合には、その旨を**設立団体の長**(当該**設立団体申請等関係事務処理業務**に係る申請等関係事務を**設立団体の長**以外の執行機関が担任する場合には、**設立団体の長**及び当該

設立団体及び関係市町村の長並びに当該関係市町村の長以外の執行機関）に届け出なければならない。

- 3 関係市町村の長その他の執行機関は、第一項の規定による命令を行い、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨の告示をしなければならぬ。ただし、当該命令又は届出に係る担任関係市町村申請等関係事務処理業務が特定の者の申請等に係るものである場合には、当該告示に代えて、第一項の規定による命令を行い、又は前項の規定による届出があつた旨を、その者に対し、通知することができる。

（関係市町村の執行機関による申請等関係事務の処理）

第二百二十二条の六 関係市町村の長その他の執行機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、必要があると認めるときは、第八十七条の十二第一項の規定にかかわらず、担任関係市町村申請等関係事務処理業務に係る申請等関係事務の全部又は一部を自ら処理するものとする。

- 一 前条第一項の規定により申請等関係事務処理法人に対し当該担任関係市町村申請等関係事務処理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は同条第二項の規定による届出があつたとき。
 - 二 前条第一項各号のいずれかに該当する場合において、同項の規定により申請等関係事務処理法人に対し当該担任関係市町村申請等関係事務処理業務の全部又は一部の停止を命ずるとまがないとき。
- 2 関係市町村の長その他の執行機関は、前項の規定により担任関係市町村申請等関係事務処理業務に係る申請等関係事務の全部若しくは一部を自ら処理するものとし、又は自ら処理する担任関係市町村申請等関係事務処理業務に係る申請等関係事務の全部若しくは一部を処理し

設立団体の長以外の執行機関）に届け出なければならない。

- 3 設立団体の長その他の執行機関は、第一項の規定による命令を行い、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨の告示をしなければならぬ。ただし、当該命令又は届出に係る担任設立団体申請等関係事務処理業務が特定の者の申請等に係るものである場合には、当該告示に代えて、第一項の規定による命令を行い、又は前項の規定による届出があつた旨を、その者に対し、通知することができる。

（設立団体の執行機関による申請等関係事務の処理）

第二百二十二条の六 設立団体の長その他の執行機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、必要があると認めるときは、第八十七条の三第一項の規定にかかわらず、担任設立団体申請等関係事務処理業務に係る申請等関係事務の全部又は一部を自ら処理するものとする。

- 一 前条第一項の規定により申請等関係事務処理法人に対し当該担任設立団体申請等関係事務処理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は同条第二項の規定による届出があつたとき。
 - 二 前条第一項各号のいずれかに該当する場合において、同項の規定により申請等関係事務処理法人に対し当該担任設立団体申請等関係事務処理業務の全部又は一部の停止を命ずるとまがないとき。
- 2 設立団体の長その他の執行機関は、前項の規定により担任設立団体申請等関係事務処理業務に係る申請等関係事務の全部若しくは一部を自ら処理するものとし、又は自ら処理する担任設立団体申請等関係事務処理業務に係る申請等関係事務の全部若しくは一部を処理しないこ

ないこととするときは、その旨の告示をしなければならない。ただし、当該担任関係市町村申請等関係事務処理業務に係る申請等関係事務が特定の者の申請等に係るものである場合には、当該告示に代えて、当該申請等関係事務を自ら処理するものとし、又は自ら処理する当該申請等関係事務を処理しないこととする旨を、その者に対し、通知することができる。

3 関係市町村の長その他の執行機関が、第一項の規定により担任関係市町村申請等関係事務処理業務に係る申請等関係事務の全部又は一部を自ら処理する場合における担任関係市町村申請等関係事務処理業務の引継ぎその他の必要な事項は、総務省令で定める。

ととするときは、その旨の告示をしなければならない。ただし、当該担任設立団体申請等関係事務処理業務に係る申請等関係事務が特定の者の申請等に係るものである場合には、当該告示に代えて、当該申請等関係事務を自ら処理するものとし、又は自ら処理する当該申請等関係事務を処理しないこととする旨を、その者に対し、通知することができる。

3 設立団体の長その他の執行機関が、第一項の規定により担任設立団体申請等関係事務処理業務に係る申請等関係事務の全部又は一部を自ら処理する場合における担任設立団体申請等関係事務処理業務の引継ぎその他の必要な事項は、総務省令で定める。

○ 地方独立行政法人法**第二百二十二条の七**による読替え後の**第二百二十二条の三第二項**による**第二百二十一条第二項**及び**第三項**の規定の読替表

(塗りつぶしは当然読替部分)

<p>第二百二十二条の七による読替</p>	<p>第二百二十一条の三第二項による読替</p>	<p>第二百二十一条第二項及び第三項</p>
<p>(報告及び検査) 第二百二十一条 (略) 2 第二百二十二条の七において準用する第二百二十二条の三第一項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。</p>	<p>(報告及び検査) 第二百二十一条 (略) 2 第二百二十二条の三第一項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。</p>	<p>(報告及び検査) 第二百二十一条 (略) 2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。</p>
<p>3 第二百二十二条の七において準用する第二百二十二条の三第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>	<p>3 第二百二十二条の三第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>	<p>3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>

○ 改正法附則第四条第四項による地方独立行政法人法第十五条第二項の規定の読替表

(傍線は読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(役員の任期) 第十五条 (略)</p> <p>2 監事の任期は、任命の日から、同日において地方独立行政法人の理事長である者の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表承認日(第三十四条第一項の規定による同項に規定する財務諸表の承認の日をいう。第三十八条及び第七十四条第四項において同じ。)までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(役員の任期) 第十五条 (略)</p> <p>2 監事の任期は、理事長の任期(補欠の理事長の任期を含む。以下この項において同じ。)に対応して定めるものとし、任命の日から、当該対応する理事長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表承認日(第三十四条第一項の規定による同項に規定する財務諸表の承認の日をいう。第三十八条及び第七十四条第四項において同じ。)までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 (略)</p>

○ 改正法附則第四条第九項による地方独立行政法人法第二十七条第一項の規定の読替表

(傍線は読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(年度計画)</p> <p>第二十七条 地方独立行政法人は、地方自治法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第 号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後遅滞なく、同法附則第四条第八項の規定により前条第一項の規定による認可を受けたとみなされる中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、当該変更後の中期計画。以下「認可中期計画」という。)に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画(以下この条及び第二十九条において「年度計画」という。)を定め、当該年度計画を設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。当該年度計画を変更したときも、同様とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(年度計画)</p> <p>第二十七条 地方独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、当該変更後の中期計画。以下「認可中期計画」という。)に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画(以下この条及び第二十九条において「年度計画」という。)を定め、当該年度計画を設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。当該年度計画を変更したときも、同様とする。</p> <p>2 (略)</p>

○ 改正法附則第四条第十三項による地方独立行政法人法第七十九条の二第二項の規定の読替表

(傍線は読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>2・3 (略)</p> <p>(中期目標の期間の終了時の検討の特例) 第七十九条の二 設立団体の長は、第三十条第一項の規定にかかわらず、<u>公立大学法人に係る中期目標の期間の終了時まで</u>に、当該公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>(中期目標の期間の終了時の検討の特例) 第七十九条の二 設立団体の長は、<u>評価委員会が公立大学法人について第七十八条の二第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったとき</u>は、当該公立大学法人に係る中期目標の期間の終了時まで、当該公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。</p>

○ 改正法附則第四条第十六項による地方独立行政法人法第二百二十三条第二項及び第三項の規定の読替表

(傍線は読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(設立団体が二以上である場合の特例) 第二百二十三条 (略)</p> <p>2 設立団体が二以上である場合において、<u>第六条第四項、第十三条第四項後段及び第六項第二号、第二十二条第二項、第二十六条第一項及び第二項第七号、第二十七条第一項、第二十八条第二項、第三十四条、第三十五条第一項後段、第四十条第六項、第四十四条第一項、第四十六条、第五十六条の二第一号及び第二号、第七十八条の二第二項、第八十七条の九第一項及び第三項第七号、第八十七条の十第一項第二号及び第二項並びに第八十七条の二十四第四項の規定により条例又は規則で定めるものとされている事項は、当該設立団体が協議して定めるものとする。</u></p> <p>3 設立団体は、前項の規定により協議して定めようとする場合において、当該事項が<u>第六条第四項又は第四十四条第一項の規定により条例で定めるものとされている事項であるときは、あらかじめ、それぞれ議会の議決を経なければならない。</u></p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(設立団体が二以上である場合の特例) 第二百二十三条 (略)</p> <p>2 設立団体が二以上である場合において、<u>第六条第四項、第十三条第四項後段及び第六項第二号、第十九条の二第四項、第二十二条第二項、第二十六条第一項及び第二項第七号、第二十七条第一項、第二十八条第二項、第三十四条、第三十五条第一項後段、第四十条第六項、第四十四条第一項、第四十六条、第五十六条の二第一号及び第二号、第七十八条の二第二項、第八十七条の九第一項及び第三項第七号、第八十七条の十第一項第二号及び第二項並びに第八十七条の二十四第四項の規定により条例又は規則で定めるものとされている事項は、当該設立団体が協議して定めるものとする。</u></p> <p>3 設立団体は、前項の規定により協議して定めようとする場合において、当該事項が<u>第六条第四項、第十九条の二第四項又は第四十四条第一項の規定により条例で定めるものとされている事項であるときは、あらかじめ、それぞれ議会の議決を経なければならない。</u></p> <p>4・5 (略)</p>